

みずほリポート

2007年6月25日発行

インドと ASEAN 諸国の FTA

ーインドの FTA 締結状況と我が国企業による活用ー

みずほフィナンシャルグループは
「お客さまのより良い未来の創造に貢献するフィナンシャル・パートナー」
をめざします。

Channel to Discovery

本誌に関するお問い合わせは
みずほ総合研究所株式会社 調査本部 菅原淳一
junichi.sugawara@mizuho-ri.co.jp
電話 (03) 3201-9240 まで。

本資料は、情報提供のみを目的として作成されたものであり、法務・貿易・投資等の助言やコンサルティング等を目的とするものではありません。また、本資料は、当社が信頼できると判断した各種資料・データ等に基づき作成されておりますが、その正確性・確実性を保証するものではありません。利用者が、個人の財産や事業に影響を及ぼす可能性のある何らかの決定や行動をとる際には、利用者ご自身の責任においてご判断ください。

要旨

1. 我が国企業のインドへの関心は年々高まりを見せている。従来、高関税をはじめとする貿易障壁によって守られたインド市場への進出は、インド国内に生産拠点を設立し、国内市場向け製品を生産するという方策が主流である。
2. インドの貿易障壁としてまず挙げられるのは、高率の基本関税である。中国や ASEAN 諸国と比較しても、インドの関税率は高水準にある。近年の段階的な関税率の引き下げにより、現在では ASEAN 諸国の関税率水準に近づきつつあるが、さらなる引き下げが望まれる。さらに、基本関税に加えて課せられる追加的関税やアンチ・ダンピング措置などの貿易救済措置の多用が大きな問題となっている。
3. しかし、近年のインドによる FTA 戦略の積極的推進は、インド市場進出のための新たな方策を可能とした。FTA 締結相手国からの原材料・部品の調達、最終製品の輸入、生産品目の棲み分けによる相互供給などの道を開き、また、インドを輸出拠点とする第三国市場への進出も現実的な検討課題として浮かび上がらせている。
4. 特に、インドと ASEAN 諸国との FTA は、ASEAN 域内に多くの現地拠点を有する我が国企業の事業戦略に大きな影響を与えるものとみられている。現時点では、インドーシンガポール FTA が実施され、インドータイ間では早期収穫措置によって 82 品目につき関税が相互撤廃されている。また、ASEAN 全体との交渉も現在行われている。
5. インドーシンガポールとインドータイの事例では、FTA による関税削減・撤廃は、インドとシンガポール・タイ間貿易の拡大に部分的ながらも寄与していることが明らかである。こうした FTA による事業環境の変化にすでに対応し、これら FTA を積極的に活用している我が国企業も存在する。
6. 今後もインドが締結する FTA の活用を検討する我が国企業は増えるものと見込まれる。その際に留意しなければならないのは、今後の FTA 締結により、既存の FTA による貿易も影響を受け、事業環境が刻々と変化していくという点である。インドが ASEAN 全体との FTA に加え、我が国や EU との FTA を締結すれば、我が国企業にとっての生産・輸出拠点としてのインドの位置付けは、大きく変化するものと思われる。したがって、インドの事業環境全体を見る上で、インドが進める FTA 戦略は、今後さらに重要な要素となる。

(政策調査部 菅原淳一)

目次

はじめに	1
I. インドのFTA締結状況	2
1. インドの貿易概況	2
2. インドの貿易障壁	4
3. インドのFTA締結状況	9
II. インドーシンガポールFTA（印星CECA）	12
1. インドーシンガポール間貿易概況	12
2. インドーシンガポールFTA（印星CECA）	13
3. 印星CECA開始後の印星間貿易	18
III. インドータイFTA.....	23
1. インドータイ間貿易概況.....	23
2. インドータイFTA概要：早期収穫措置	24
3. 早期収穫措置開始後の印泰間貿易	26
IV. インドーASEAN・FTA.....	29
1. インドーASEAN間貿易概況.....	29
2. インドーASEAN・FTA締結交渉の現状.....	30
V. インドーASEAN諸国間FTAの事業活動への影響.....	32
1. 現地日系企業による活用状況	32
2. FTA活用における課題と今後の展望.....	33

はじめに

日本企業のインドへの関心が年々高まりを見せている。国際協力銀行が毎年行っているアンケート調査によれば、インドを「今後中期的に有望な事業展開先国」として挙げた企業は、2002年度には13%であったが、2006年度には47%にまで上昇している。順位も、2002年度には第6位であったが、2006年度にはタイやベトナムなどを抜いて、中国に次ぐ第2位となっている〔佐竹・高橋（2007）〕。

そのインドが、FTA 締結を積極的に推し進めている。インドの FTA は、それまではスリランカやネパールといった近隣の小国を相手とした FTA に留まっていたが、2003 年以降は世界の有望市場との FTA 締結に乗り出している。その相手国は、シンガポールやタイなどの東南アジア地域、チリやメルコスール（南米南部共同市場：ブラジル・アルゼンチン等）など南米地域、南アフリカなどの南部アフリカ地域や中東湾岸諸国にまで及んでいる。さらに最近では、日本、韓国及び中国の北東アジア地域や EU との FTA も進められている。

こうしたインドの FTA 戦略の積極的推進と 1990 年代以降進められてきた経済自由化政策に伴う貿易自由化の進展は、インド市場への進出を狙う日本企業の事業戦略に大きな影響を与えている。従来、高関税をはじめとする貿易障壁によって守られたインド市場への進出は、インド国内に生産拠点を設立し、国内市場向け製品を生産するという方策が主流である。原材料や部品の輸入に課せられる関税も高いため、現地調達率を高めることでコスト削減が図られた。

しかし、FTA 戦略の積極的推進と貿易自由化の進展は、インド市場進出のための新たな方策を可能とした。特に、FTA 戦略の積極的推進は、FTA 締結相手国からの原材料・部品の調達、最終製品の輸入、生産品目の棲み分けによる相互供給などの道を開いた。また、インドを輸出拠点とする第三国市場への進出も現実的な検討課題として浮かび上がらせている。

このようなインドを巡る事業環境の変化は、インド市場にすでに進出している、または、進出の機会を探ってきた日本企業の事業戦略に大きな影響を与え、一部企業はこれに対応する動きをすでに見せている。現在同様の対応策を検討中の企業も少なくないと思われる。こうした視点から、本稿では、モノの貿易（関税）を中心に、インドの FTA 戦略の現状を概説し、その実態・効果と日本企業による活用事例を検討するとともに、今後の課題や展望を考察したい。

I. インドの FTA 締結状況

1. インドの貿易概況

WTO統計によれば、2005 年のインドの輸出総額は 994.72 億ドルで世界第 29 位、輸入総額は 1393.69 億ドルで世界第 17 位である。インドの世界におけるシェアは輸出で 0.95%、輸入で 1.29%にすぎないが、近年世界貿易の伸び率を上回る伸びを見せている。インドの貿易統計によれば¹、2005 年度には輸出入とも最大の相手国は EU であるが、個別国では輸出で米国、輸入で中国が首位に立っている。ASEAN 諸国では、輸出入ともにシンガポールが上位 10 カ国に入っているのみであるが、ASEAN10 カ国全体としては、輸出入いずれでも中国を上回り、輸出で EU・米国に次ぐ第 3 位、輸入では EU に次ぐ第 2 位の貿易相手国となっている（図表 1）。

図表 1：インドの貿易相手国（2005 年度上位 10 カ国・地域）

輸 出			輸 入		
相手国	金額	シェア	相手国	金額	シェア
世界	111,720.96	100.0%	世界	153,668.39	100.0%
1 米国	18,352.32	16.4%	1 中国	12,738.09	8.3%
2 UAE	10,314.51	9.2%	2 米国	8,930.34	5.8%
3 中国	7,132.92	6.4%	3 ドイツ	6,324.43	4.1%
4 シンガポール	6,013.18	5.4%	4 UAE	5,660.59	3.7%
5 英国	5,188.63	4.6%	5 サウジアラビア	5,532.67	3.6%
6 香港	4,462.82	4.0%	6 スイス	5,333.49	3.5%
7 ドイツ	3,748.87	3.4%	7 豪州	5,223.38	3.4%
8 ベルギー	2,989.32	2.7%	8 韓国	4,571.94	3.0%
9 イタリア	2,787.71	2.5%	9 ベルギー	4,233.45	2.8%
10 日本	2,425.19	2.2%	10 シンガポール	4,115.55	2.7%
EU25	23,829.27	21.3%	11 日本	4,065.88	2.6%
ASEAN10	11,531.96	10.3%	EU25	23,734.12	15.4%
			ASEAN10	12,930.84	8.4%

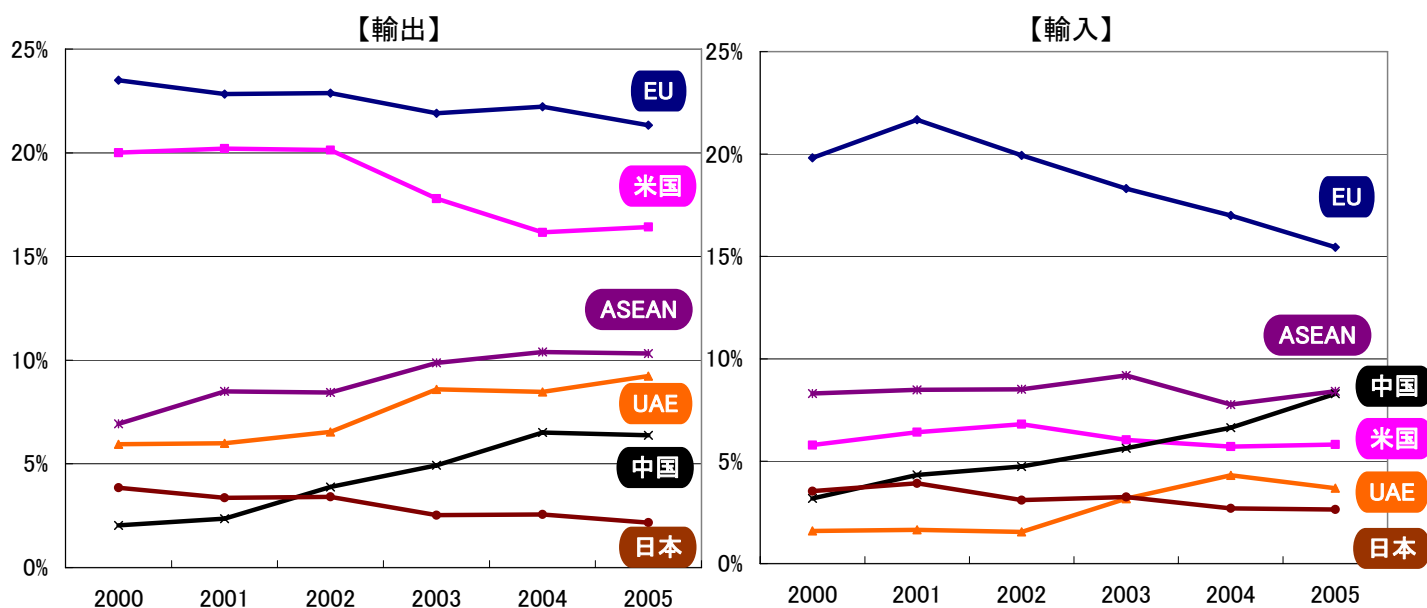
(注) 調査時点のインドの統計の利用可能状況から、ここでは 2005 年 8 月から 2006 年 7 月までを 2005 年度として扱っている。

(出所) インド商務省統計 (World Trade Atlas による)

近年の推移をみると、貿易相手上位国では、アラブ首長国連邦 (UAE) やサウジアラビアといった産油国と中国との貿易が急拡大している。特に対中貿易は、2005 年度には 2000 年度比で輸出入とも約 8 倍に拡大している。インドの貿易に占める相手国別シェアでみても、中国は特に輸入でのシェアを急拡大させている（図表 2）。

¹ World Trade Atlas による。なお、調査時点のインドの統計の利用可能状況から、本稿では 2005 年 8 月から 2006 年 7 月までを 2005 年度として扱っている。年度表記の場合は他も同様である。

図表 2：インドの対世界貿易に占める相手国・地域別シェア



(注) 図表 1に同じ。
 (出所) インド商務省統計 (World Trade Atlas による)

この急拡大の理由は、原油をはじめとする資源関連製品の貿易量増大及び価格上昇によるところが大きい。インドの 2005 年度の対世界貿易が輸出で 2000 年度比 2.5 倍、輸入で同 3.0 倍と拡大する中、鉱物性燃料(HS27 類)²は輸出で 6.9 倍、輸入で 3.2 倍、鉱石類(HS26 類)は輸出で 10.1 倍、輸入で 6.5 倍と大きく拡大している(貿易金額ベース)³。特に、インドの対中輸出では、最大の輸出品目である鉱石類(HS26 類)の貿易金額が 2005 年度には 2000 年度比約 19 倍に拡大している⁴。これら品目での貿易額の増大が、インドの対世界貿易に占める産油国や中国のシェアを拡大させている。ただし、対中輸入では、電気機器(HS85 類)が同約 18 倍に拡大するなど、一般機械(HS84 類)、有機化学品(HS29 類)等の工業製品の輸入が急拡大している。

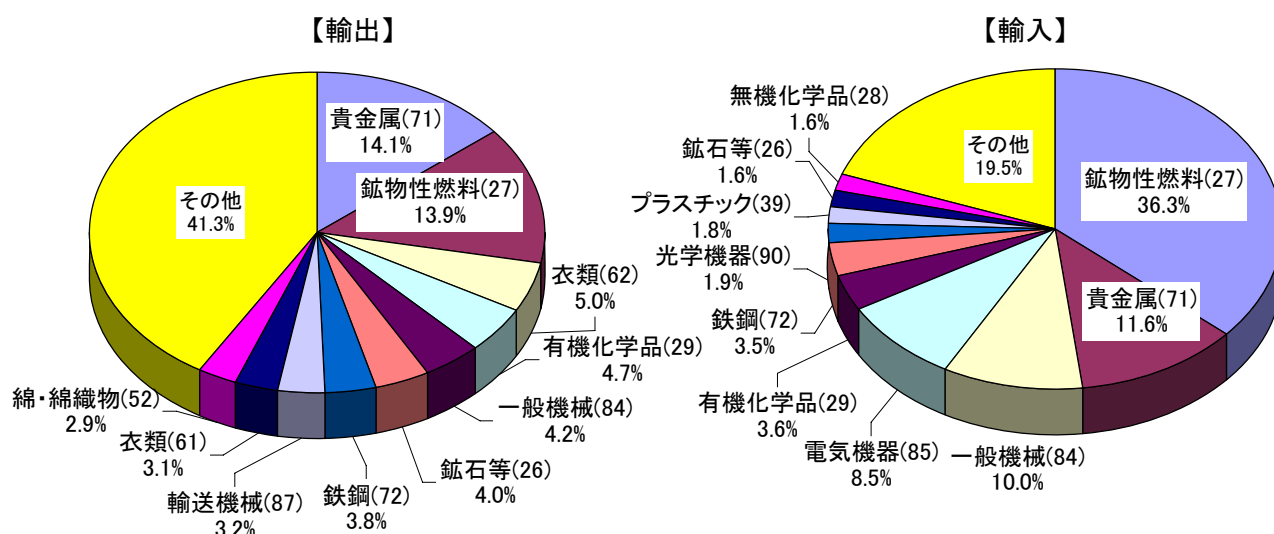
輸出では、中国と同様に ASEAN 諸国がその存在感を高めている一方、伝統的な貿易相手である EU はそのシェアを漸減させ、米国のシェアも低下傾向にある。輸入では、ASEAN 諸国と米国が横這いを続ける中、EU のシェアは近年急激に低下している。日本は、輸出入両面において、インドでの存在感は小さく、そのシェアは近年さらに低下している。

次に、インドの対世界貿易(2005 年度)を品目別にみると、輸出では貴金属(HS71 類)、鉱物性燃料(HS27 類)がほぼ同水準で上位に並んでいる。貴金属輸出の約 7 割はダイヤモンド(HS7102)、鉱物性燃料輸出の約 97%は石油及び歴青油(原油除く)・同調整品(HS2710)

² 本稿で用いている HS コードは、特段のことわりのない限り、すべて HS2002 である。
³ 例えば、インドの 2005 年度の原油(HS2709)輸入では、対 2000 年度比で輸入額は 2.99 倍であるのに対し、輸入量は 1.35 倍であり、平均単価が 2.21 倍となっている。
⁴ 鉱石類のうち、鉄鉱(HS2601)が約 93%を占めている。インドの鉄鉱輸出の 87%が中国向けである。

となっている。上位品目では、鉄鋼（HS72類）や輸送機械（HS87類）が2000年度比で4倍を超える高い伸びを示している。輸入では鉱物性燃料が全体の3分の1を超え、その8割程度が石油及び歴青油（原油）（HS2709）となっている。近年インド国内の石油精製能力の拡大が指摘されているが、原油を輸入し、精製後に輸出するという貿易形態が、近年のインドの貿易拡大に大きく寄与していることがここからみてとれる。その他には、電気機器（HS85類）、鉄鋼（HS72類）、鉱石類（HS26類）⁵などが近年大きく伸びている。

図表 3：インドの対世界貿易品目構成（2005年度）



(注) HS2 桁分類による（括弧内は HS 番号）
 (出所) インド商務省統計（World Trade Atlas による）

2. インドの貿易障壁

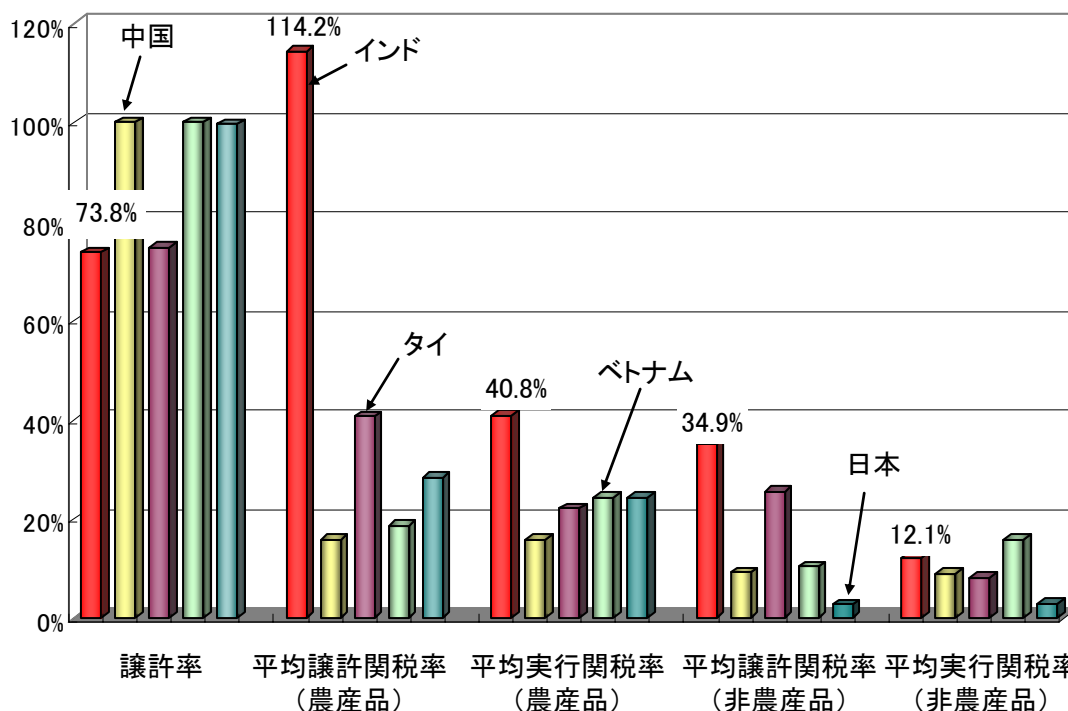
(1) 基本関税

インドは、1991年以降の経済自由化の中で、貿易自由化を進めてきた。特に、輸入関税については、2009年までにASEAN諸国と同水準にまで引き下げることを目標としている。その結果、91年以前には150%あった関税（基本関税）の最高税率は、2007年3月には10%にまで引き下げられた。しかし、この最高税率を超える関税が課せられている品目も少なくなく、依然としてインドの関税は他国に比べて高い水準にある。

インドの関税の状況（2006年）を中国、タイ、ベトナム及び日本と比較したのが図表4である。この図表からは、インドの関税の状況は、日本は言うまでもなく、中国、タイ、ベトナムといった日本企業にとって重要な他の生産拠点と比べても、自由化度が低いことが明らかである。

⁵ 鉱石類の約8割が銅鉱（HS2603）であり、インド国内における工業製品向けの銅生産・消費の拡大を反映している。また、銅・同製品（HS74類）の輸出も、2005年度で全輸出の1.8%を占めるに過ぎないが、2000年度比で11.4倍に拡大している。

図表 4：インドの関税の状況（2006年）



(注) 実行関税率は 2006 年の数字。ベトナムの実行関税率は WTO 加盟前のものとなるため、譲許税率 (WTO 加盟時の約束) よりも高くなっている。平均譲許関税率及び平均実行関税率は、ともに単純平均。従量税は含まない。

(出所) WTO データベース (2007 年 4 月) 及び WTO (2007a)

まず、WTO上の譲許率をみると⁶、近年WTOに加盟した中国・ベトナムが 100%であるのに対し、インドは 73.8%に留まっている⁷。この数字はタイ (74.7%) とほぼ変わらないが、インドの場合、乗用車 (HS8703) やテレビ (HS8528) が非譲許品目であるなど、輸送機械 (HS87 類) や電気機器 (HS85 類) での譲許率が低くなっている⁸。平均譲許関税率 (単純平均) も、他の 4 カ国に比べて群を抜いて高い水準にある。ただし、実行関税率では、農産品は依然として高率であるが、非農産品関税は近年大きく引き下げられ、中国やタイの水準に近づきつつある。

さらに、インドでは、2007 年 3 月の改定により、基本関税の最高税率が 12.5%から 10%に引き下げられたほか、多くの無機化学品 (HS28)・有機化学品 (HS29) などの原材料に

⁶ 譲許率とは、WTO協定上、その品目に課す関税率 (譲許関税率) を約束 (譲許) している品目数の全貿易品目数に占める割合をいう。譲許関税率は、実際に課す関税率 (実行関税率) の上限となるため、譲許率とは、WTO協定において上限関税率を約束した品目の全貿易品目数に占める割合を意味する。WTO加盟国は、譲許関税率以下の任意の実行関税率を設定することができるが、実行関税率が譲許関税率を超える場合はWTO協定違反を問われることになる。

⁷ WTOデータベース (2007 年 4 月) の数字。ただし、WTO (2007a) では、インドの譲許率は 75.2%となっている。

⁸ インド物品譲許表 (Goods Schedule ; http://www.wto.org/english/tratop_e/schedules_e/goods_schedules_table_e.htm) 及びWTO (2002a)。上記の他、繊維・衣服、皮革、履物、卑金属等で譲許率が低くなっている。

については12.5%から7.5%に引き下げられたため、現在の非農産品の平均実行関税率は図表の数値よりも相当程度低くなっていると思われる⁹。近年の自由化の結果、譲許関税率と実行関税率の乖離が年々大きくなっており、企業の事業計画立案にとって重要な予見可能性と法的安定性の観点からは、譲許率の向上と譲許関税率の実行関税率水準への引き下げが望まれる¹⁰。

次に、基本関税率が適用されない高関税品目をみると、工業製品で目立つのは乗用車（HS8703）及び二輪車（HS8711）で、ともに新車で60%、中古車で100%の関税が課せられている。農産物は基本関税の最高税率（10%）の対象にはなっておらず、30%を超える関税率となっているものが多くみられる。

以上のように、インドの実行関税率の水準は、依然として高いものの、近年の自由化努力により、一部を除く工業製品では他のアジア諸国レベルにまで近づいてきていると言うことができる。しかし、インドにおいては、これまで述べてきた基本関税の他に、追加的な関税が課されるため、実際の最終関税率は基本関税率を大きく上回っている。したがって、実態としては、インドの関税率は他のアジア諸国に比べて高率となっていることが大きな問題である。

（2）追加的関税

インドでは、輸入に際して基本関税（duty of customs）に加えて、追加関税と特別追加関税が課されている¹¹。さらに、これらに教育目的税（education cess）が課税される。2007年4月現在では、基本関税率が10%、追加関税が16%、特別追加関税が4%、教育目的税が3%となっている品目が多い。ジェットロによれば、これらを課税すると、最終的な関税率（実効関税率）は34.13%にもなる¹²（図表5）。

追加関税は、インド国内の物品税を「相殺」するために課されているものであり、関税率は原則物品税と同率となっている。しかし、物品税が国内製品価格に課せられるのに対し、追加関税は輸入価格に基本関税を課した後の課税後価格に課されるため、輸入製品の場合は国内製品に比べて基本関税分だけ税額が上乘せされることになる¹³。これは、輸入製

⁹ インド政府によれば、2007年3月改定後の非農産品の平均実行関税率は10.1%となっている〔WTO(2007b)〕。

¹⁰ 実際に、実行税率が譲許税率を下回っていた一部の農産物では、近年関税率が引き上げられている〔WTO(2007a)〕。

¹¹ 追加関税（additional duty, countervailing duty）及び特別追加関税（additional duty of customs, additional countervailing duty）は、インドの関税法や予算書等において複数の呼称があり、それに応じて訳語も複数存在するため、本稿では、ジェットロがインドの関税体系の説明上用いている呼称を用いた（2007年5月現在）。なお、追加関税を「相殺関税（countervailing duty）」と表記する場合も多いが、これはインド国内の物品税（central excise duty）を相殺するという意味であり、WTO補助金・相殺措置協定に基づき通常用いられている「相殺関税」とは異なるものである。

¹² ただし、物品税（16%）及び教育目的税（3%）は国内製品にも課せられるため、輸入製品への課税額（34.13）と国内製品への課税額（16.48=16%+16*3%）の差は17.65となる。

¹³ 輸入製品価格及び国内製品価格を100、追加関税及び物品税の税率を16%、基本関税率を10%とすると、国内製品への課税額は16（100*16%）となるが、輸入製品の場合は17.6（（100+100*10%）*16%）となる。

品を同種の国内製品に比べて不利に扱うことを禁じたWTO協定上の内国民待遇義務（GATT第3条2項）に違反しているのではないかと指摘されている。また、「2007年版不公正貿易報告書」は、特別追加関税や教育目的税は「その他の租税又は課徴金」（GATT第2条1項(b)第2文）に該当するにもかかわらず、インドの譲許表に記載がないことはWTO協定に違反する可能性があるとして指摘している¹⁴。

これらの追加的関税は、事実上「第二の関税」として機能しているため、基本関税に比べてかなり高率の関税が実際には課せられているとすることができる。また、そのWTO協定違反の可能性も指摘されており、早急な撤廃やWTO協定整合的な運用が望まれる。

図表 5：インドの実効関税率

	関税率	課税後価格	計算式
輸入価格	-	100	(1) CIF価格+荷揚げ費用
基本関税	10%	110	(2) (1)+(1)*10%
追加関税	16%	127.6	(3) (2)+(2)*16%
教育目的税(追加関税分)	3%	128.13	(4) (3)+(2)*16%*3%
教育目的税(総関税分)	3%	128.97	(5) (4)+[(4)-(1)]*3%
特別追加関税	4%	134.13	(6) (5)+(5)*4%
最終(実効)関税	34.13%	134.13	

(注) 課税後価格は小数第3位で四捨五入。2007年4月現在
(出所) ジェトロ資料に基づきみずほ総合研究所作成

(3) 貿易救済措置

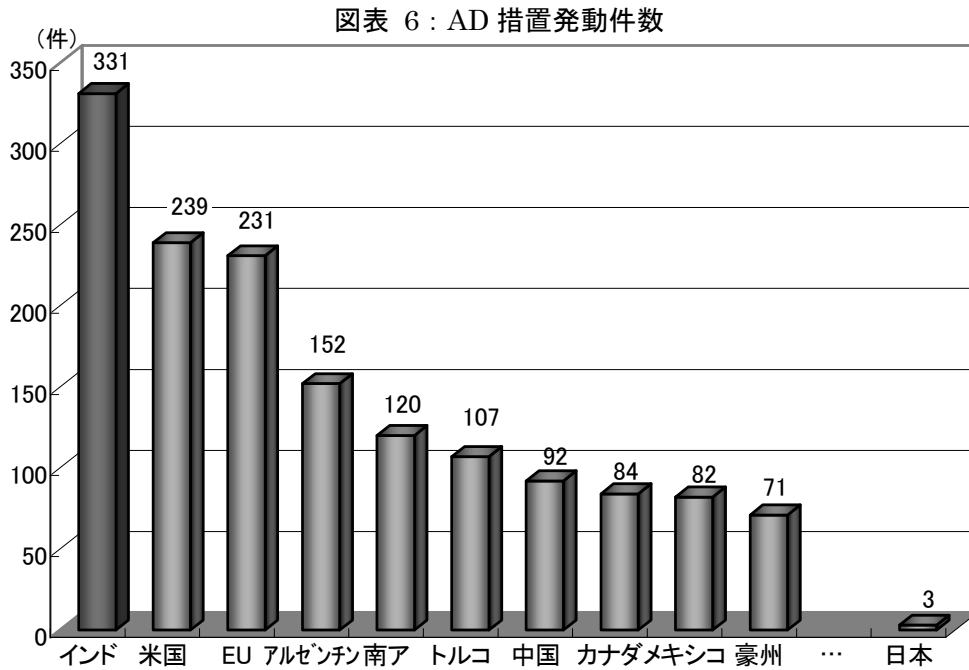
WTOにおける通商交渉によって関税が引き下げられても、アンチ・ダンピング(AD)措置の発動などによって、関税引き下げの意味が事実上失われてしまうケースは少なくない。AD措置などの貿易救済措置は、WTO協定上加盟国に認められた正当な措置であるが、必ずしも適切に運用されてはおらず、WTOの紛争処理の場に持ち込まれるケースも多い。インドに関して、過去にEUなどからそのAD措置の発動につき、WTOの紛争処理の場に持ち込まれている¹⁵。2007年版不公正貿易報告書もインドのAD措置の運用について、WTO協定上問題があると指摘している。

インドの場合、最大の問題はAD措置の発動件数にある。インドがWTO発足後2006年末(1995年1月-2006年12月)までに発動したAD措置の件数は331件に達し、第2位以

¹⁴ EU及び米国は、これらの点に関し、ワイン及び蒸留酒についてのインドの措置をWTO協定違反として、WTO紛争処理機関に申立を行っている(EU:2006年11月20日-DS352、米国:2007年3月6日-DS360)。米国の申立(WTO文書WT/DS360/1)によれば、ワイン及び蒸留酒の場合、追加関税及び特別追加関税を通常の関税とみなしても、基本関税と合算すると、インドのWTO協定上の譲許税率を超えているため、GATT第2条1項(a)及び(b)違反となる。また、追加関税及び特別追加関税を内国税とみなした場合でも、インド国内の同種の製品に対する税率を超えるため、GATT第3条2項及び4項に違反している。

¹⁵ ただし、パネル設置には至っておらず、また、解決の通報もない状態にある(DS304、318)。

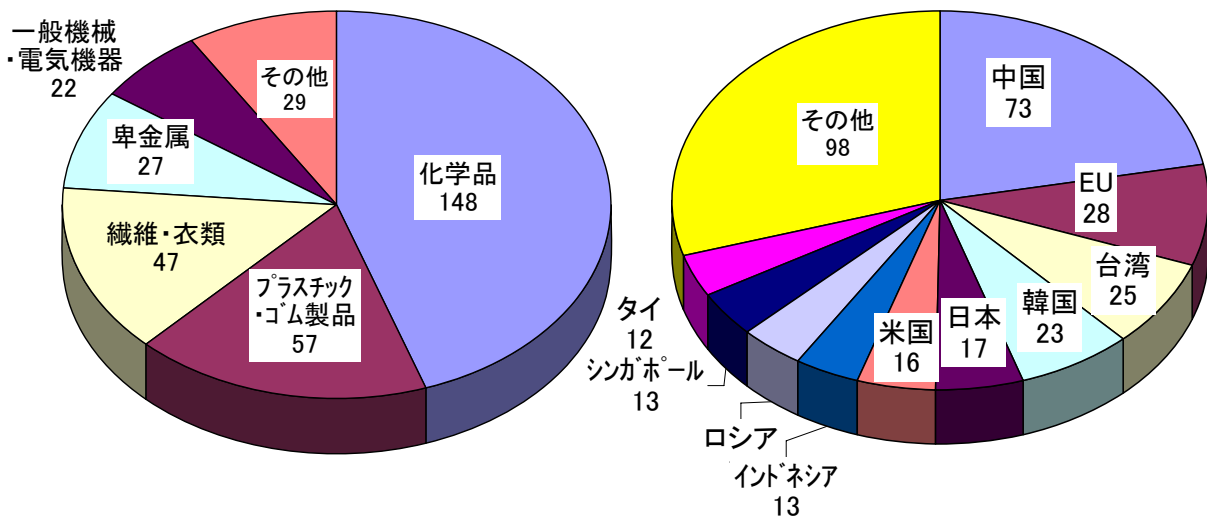
下を大きく引き離して、発動件数の首位に立っている（図表 6）。



(注) 1995年1月から2006年末までの実績
(出所) WTO 事務局

発動対象品目は、化学品が148件と全体の半数近くを占め、プラスチック・ゴム製品や繊維・衣類などがこれに続いている。発動対象国は、中国が73件と第2位のEU(28件)以下を大きく引き離して首位の座にある（図表 7）。

図表 7：インドの AD 措置発動件数（対象品目別・対象国別）

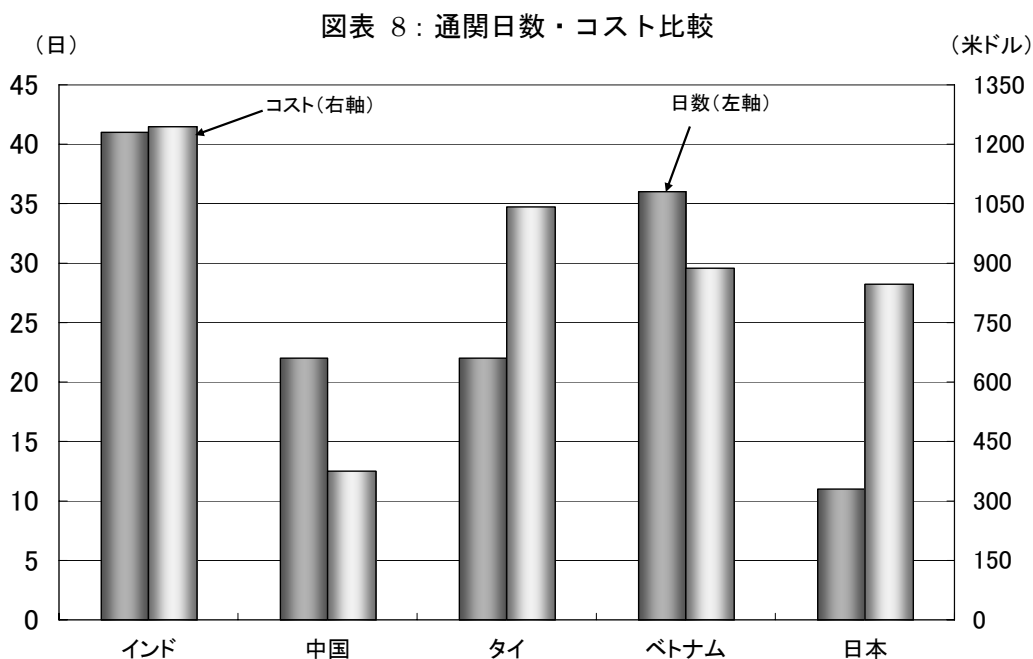


(注) 1995年1月から2006年末までの実績
(出所) WTO 事務局

セーフガード措置に関しても、インドはこれまでに 8 件の発動実績があり、WTO加盟国中最も多くなっている。この 8 件のうち 7 件は化学品分野におけるものとなっている¹⁶。これだけ多くのAD措置やセーフガード措置が発動されると、せっかくの貿易自由化もその意味が大きく減殺されてしまいかねない。WTO協定やその本旨に反せず、かつ、インドがこれまで進めてきた貿易自由化と整合的な貿易救済措置の運用が望まれる。

(4) 通関手続

これまでみてきてきたような貿易自由化における障壁に加え、インドでは貿易円滑化の点でも問題が指摘されている。世界銀行の調査によれば、インドでは輸入通関に 41 日、1244 ドルかかるとされ、必要日数は中国の約 2 倍、コストは 3 倍超となっている (図表 8)。インドの場合、関税面に加え、通関の点でも規制緩和やインフラ整備が重要な課題となっている。



(出所) 世界銀行 Doing Business database (2006 年)

3. インドの FTA 締結状況

インドは、貿易自由化政策を進める中で、貿易協定の締結を近年積極化してきている。相手国は多岐にわたっており、バングラデシュやスリランカなどの近隣途上国から、メルコスール (南米南部共同市場) や南部アフリカ関税同盟 (SACU) など他大陸の地域グループにまで及んでいる。その多くは、途上国を相手とするごく限られた品目の関税削減を内容とする部分的な自由貿易協定 (特惠貿易協定: PTA) である。しかし、今後は日本や EU

¹⁶ 1995 年 1 月 1 日から 2007 年 6 月 4 日までの実績。WTO 資料による。

などの先進国も相手国とする包括的な自由貿易協定（FTA）が増えていくものと見込まれている。

インドが最近特に注力しているのは、東アジア諸国とのFTA締結である。シンガポールとはすでに包括的経済連携協定（CECA）を締結し、タイとも枠組み協定の下で早期収穫措置（EHS）を実施している。また、ASEAN全体とも今年7月の合意を目標に現在交渉が進められている。これらのASEAN諸国とのFTAに加え、韓国、日本とも交渉を開始し、中国とは共同研究を進めている（図表9）。

図表9：インドのFTA締結状況

	協定	相手国	時期	概要
発効済（実施中）	インド-ネパール貿易協定	ネパール	1991年12月署名、5年ごとに改定・更新（2007年3月改定）	農産品等の関税を相互撤廃。一部品目を除き、インドがネパールの工業製品に対して無税無枠を供与
	インド-スリランカ自由貿易協定	スリランカ	1998年12月署名、2000年3月発効	インドは、例外品目（429品目）と一部衣類等を除き、2003年3月に関税撤廃。スリランカは例外品目（1180品目）を除き、8年間で関税撤廃、CEPA交渉中
	インド-シンガポール包括的経済連携協定	シンガポール	2005年6月署名、2005年8月発効	シンガポールは全品目、インドは506品目を即時撤廃
	南アジア自由貿易地域（SAFTA）	バングラデシュ、ブータン、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ	2004年1月署名、2006年1月発効	5-8年で関税を0-5%に引き下げる
	アジア太平洋貿易協定（APTA）	バングラデシュ、中国、韓国、スリランカ	2005年11月署名、2006年9月開始	バンコク協定を改定・改称
部分実施合意済	インド-ASEAN包括的経済連携協定	ASEAN10カ国	2003年10月枠組み協定署名	早期収穫プログラム（EHP）に合意するも未実施
	インド-タイ自由貿易協定	タイ	2003年10月枠組み協定署名	82品目で早期収穫措置実施
署名済	インド-アフガニスタン特惠貿易協定	アフガニスタン	2003年3月署名	インドは、アフガニスタンに対して27品目の関税を半減、11品目で撤廃。アフガニスタンはインドに対して8品目の関税を撤廃
	インド-メルコスール特惠貿易協定	アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、パラグアイ	2004年1月署名	インドは450品目、メルコスールは452品目で特惠関税を適用
	インド-チリ特惠貿易協定	チリ	2006年3月署名	インドは178品目、チリは296品目で特惠関税適用（両国間貿易額の9割超）
枠組み協定署名済	ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ（BIMSTEC）自由貿易協定	バングラデシュ、ブータン、ミャンマー、ネパール、スリランカ、タイ	2004年2月枠組み協定署名	
	インド-湾岸協力会議（GCC）自由貿易協定	バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、UAE	2004年8月枠組み協定署名、2006年3月交渉開始	
	インド-南部アフリカ関税同盟（SACU）特惠貿易協定	ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド	枠組み協定署名	
交渉中	インド-エジプト特惠貿易協定	エジプト	2002年1月交渉開始	
	インド-韓国包括的経済連携協定	韓国	2006年3月交渉開始	
	日印経済連携協定	日本	2007年1月交渉開始	
	インド-モーリシャス包括的経済協力連携協定	モーリシャス		
	インド-イスラエル特惠貿易協定	イスラエル		
	インド-EU自由貿易協定	EU27カ国	交渉開始合意済	
共同研究中				
中国（2007年10月終了予定）、インドネシア、マレーシア、ロシア				

（注）2007年5月末現在。現況は、インド商務省資料及び各種報道で確認できたものを除き、アジア開発銀行資料に従った。途上国間特惠関税制度（GSTP）を除く。

（出所）インド商務省・アジア開発銀行資料及び各種報道によりみずほ総合研究所作成

インドが東アジア諸国との FTA 締結を積極的に推し進めている背景には、現在日本をはじめとする東アジア諸国が進めている地域経済統合の動きがある。ASEAN+3（日中韓）を中心とする東アジア地域経済統合に、それら諸国との FTA 締結を通じてインドも参画しようとする意図が窺える。

日本政府は、東アジア地域経済統合の枠組みとして ASEAN+6（日中韓、インド、オーストラリア、ニュージーランド）を打ち出し、今年1月からはインドとの経済連携協定（EPA）締結交渉を開始した。インドが東アジア地域経済統合に円滑に参画できるかどうかは、日本企業の事業戦略にも日本政府の通商政策にも大きな影響をもたらす。特に、すでに ASEAN 諸国で足場を固めている日本企業にとっては、インドと ASEAN 諸国の FTA 締結により、ASEAN 市場を通じたインド市場への参入が可能になる¹⁷。以下では、すでに実施されているインドとシンガポール及びタイの FTA を事例として、その効果・利用実態を検証する。

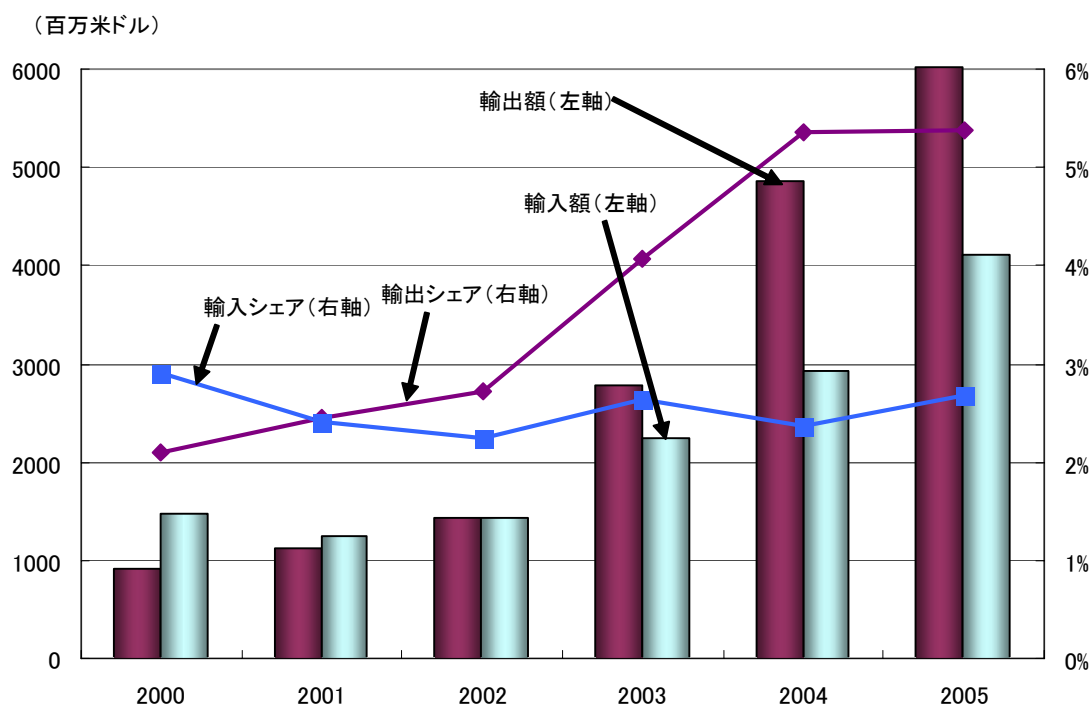
¹⁷ これまでのところ、インドにおける貿易障壁となっている追加的関税や貿易救済措置に関しては、FTA によっても対応できていない。基本的に、FTA で自由化されるのは基本関税のみであるが、今後の WTO における議論等によっては、追加的関税も自由化対象とする余地が生まれる可能性がある。日印経済委員会（2006）は、日印 EPA によって、基本関税だけでなく、追加的関税の撤廃や貿易救済措置の濫用防止を求めている。

II. インドーシンガポール FTA (印星 CECA)

1. インドーシンガポール間貿易概況

インドにとってシンガポールは、2005 年度実績¹⁸では、輸出で第 4 位（対世界貿易総額比シェア 5.4%）、輸入で第 10 位（同 2.7%）であり、ASEAN 諸国の中では最も緊密な、東アジア全体でも中国に次ぐ貿易相手国である（図表 1 参照）。シンガポールにとってのインドは、輸出で第 12 位（同 2.6%）、輸入で第 14 位（同 1.9%）の貿易相手国である。近年両国間貿易は大きく伸びており、インドの対シンガポール貿易は 2000 年度比で輸出は 6.5 倍、輸入は 2.8 倍となっている。ただし、インドの対世界貿易総額も同様に大きく伸びているため、インドの貿易に占めるシンガポールのシェアは輸出では大きく伸びたものの、輸入では横ばいである。その結果、貿易収支も 2003 年度以降、インド側の出超に転じている（図表 10）。

図表 10：インドの対シンガポール貿易推移



(注) 各年は同年 8 月から翌年 7 月まで。

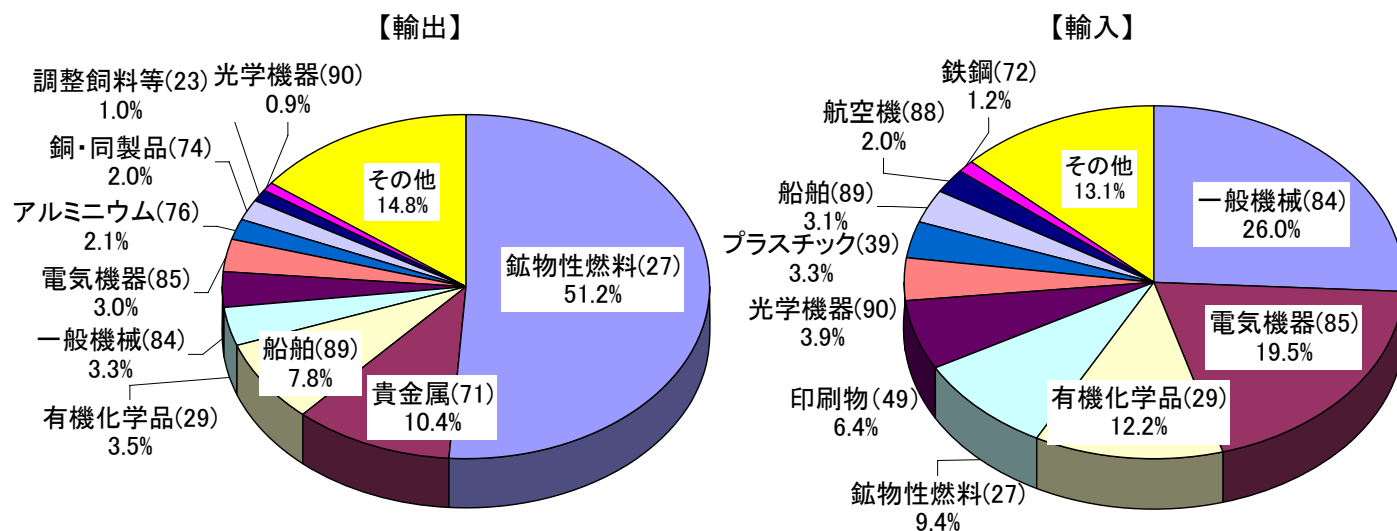
(出所) インド商務省統計 (World Trade Atlas による)

2005 年度では、インドのシンガポール向け輸出の約半分が鉱物性燃料 (HS27 類) で占められており、これに貴金属 (HS71 類)、船舶 (HS89 類) が続いている。輸入では、一般機械 (HS84 類)、電気機器 (HS85 類)、有機化学品 (HS29 類) が上位を占めている。インド (印) - シンガポール (星) 間貿易では、インドが一次産品を輸出し、工業製品を

¹⁸ 2005 年 8 月から 2006 年 7 月まで。これは、調査時点でのインドの貿易統計の利用可能状況等から設定した期間であり、インドの会計年度等ではない。以下年度表記のものは同様。

輸入する垂直貿易の形態が依然色濃く表れている（図表 11）。

図表 11：インドの対シンガポール貿易品目構成（2005 年度）



(注) HS2 桁分類による（括弧内は HS 番号）
 (出所) インド商務省統計（World Trade Atlas による）

2. インドーシンガポール FTA（印星 CECA）

(1) 印星 CECA 概要

インドとシンガポールの間の FTA である「インド・シンガポール包括的経済協力協定（印星 CECA : Comprehensive Economic Cooperation Agreement）」は、2003 年 5 月より交渉が開始され、2005 年 6 月 29 日に署名に至り、同年 8 月 1 日に発効した。印星 CECA はその名の通り、多岐にわたる分野を対象としており、モノの貿易に加え、サービス貿易、投資、人の移動、さらに、技術規格・検疫措置の相互承認、電子商取引や知的財産権に関する協力などが含まれている。また、1994 年に両国間で締結された二重課税防止条約の改正も印星 CECA の交渉過程で議論され、その成果である二重課税防止条約改正議定書は印星 CECA の一部とみなされている。

日本企業の ASEAN 拠点を活用したインド市場への進出という観点からこの印星 CECA をみると、日本企業がシンガポールに設立した現地拠点がインド市場進出に際して印星 CECA による優遇措置を利用できるケースがある。例えば、当該日系現地拠点が締約国の法律に基づいて設立された法人であれば、いわゆるペーパーカンパニー等の実体を伴わない場合を除き、印星 CECA の「サービス貿易」や「投資」、二重課税防止条約の優遇措置等、印星 CECA の恩恵を享受することができる。

(2) モノの貿易：関税削減・撤廃

モノの貿易においても、締約国原産であるための条件を満たしていれば、日系現地拠点も印星 CECA による優遇措置の適用を受けることができる。シンガポール側は、印星 CECA

によってすべての関税を協定発効時に即時撤廃した。したがって、インドから輸入されるすべての品目につき、輸入関税はゼロとなった。ただし、シンガポールは現在、FTA締結国以外に対して関税を課している品目（有税品目）がビール等 6 品目（HS8 桁ベース）のみであるため、印星CECAでは実質上この 6 品目の関税を撤廃したに過ぎず、その恩恵は大きくない¹⁹。

他方、インド側は、極めて多くの品目を例外としながらも、5000 品目以上で関税の削減・撤廃を約束している。貿易金額で見れば、シンガポールの対印輸出総額の 75%程度が関税削減・撤廃の対象となっている [CII (2006)]。インド側の譲許表（協定附属書 2A）によれば、インドは全品目を①早期収穫品目、②段階的撤廃品目、③段階的削減品目、④例外品目、という 4 つのカテゴリーに分類し、最恵国待遇（MFN）税率からの削減率を約束している²⁰（図表 12）。

図表 12：印星 CECA 特惠税率（MFN 税率からの削減率）

	開始時	2006	2007	2008	2009
早期収穫品目	100%	(即時撤廃)			
段階的撤廃品目	10%	25%	50%	75%	100%
段階的削減品目	5%	10%	20%	35%	50%
例外品目	0% (MFN 税率の適用)				

(注 1) 「開始時」は 2005 年 8 月 1 日。他の各年は 4 月 1 日。

(注 2) MFN 税率が 20% の場合、削減率が 10% であれば、CECA 特惠税率は $[20\% - (20\% \times 10\%) = 18\%$ となる。

(出所) 「インドーシンガポール包括的経済協力協定附属書 2A」よりみずほ総合研究所作成

①早期収穫（Early Harvest Programme）品目は、協定発効時に関税が即時撤廃される品目であり、506 品目（HS8 桁ベース）が指定されている。②段階的撤廃品目は、協定発効時より関税が段階的に削減され、2009 年に撤廃される品目であり、2202 品目ある。③段階的削減品目は、協定発効時より関税が段階的に削減されるものの、最終年（2009 年）に

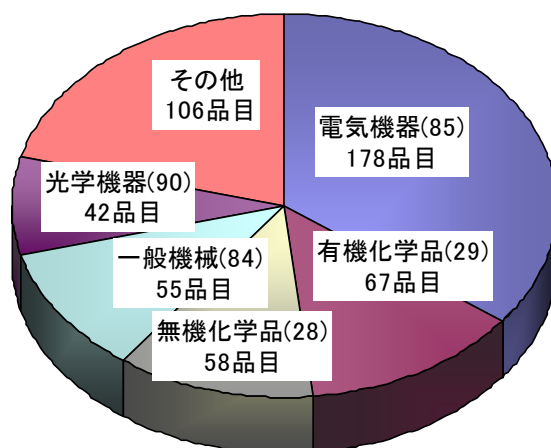
¹⁹ 6 品目は、黒ビール（Stout & porter; HS22030010）、ビール（Beer & ale; HS22030090）、薬用サムスー（アルコール度数 40%以下、Medicated samsu; HS22089010）、同（アルコール度数 40%超、HS22089020）、その他サムスー（アルコール度数 40%以下、Other samsu; HS22089030）、同（アルコール度数 40%超、HS22089040）である（Singapore Customs, “List of Dutiable Goods”）。

²⁰ MFN税率は、FTAを締結していないWTO加盟国等に課せられる関税率。日本のEPAの場合、ある特定時点のMFN税率（基準税率）を基準にした関税引き下げが行われるため、段階的撤廃品目等では、相手国がMFN税率を引き下げた際にEPA税率（特惠税率）の方がMFN税率よりも高くなる逆転現象が生じる場合がある。実際に、日ーメキシコEPAや日ーマレーシアEPAでは、少なくとも品目でこの逆転現象が生じている（http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/html/mexico_epa_MFN.html参照）。しかし、印星CECAのような場合、基準税率を設定せずにMFN税率からの削減率を約束しているため、MFN税率が引き下げられれば、引き下げ後のMFN税率を基準に特惠税率が決められ、その分特惠税率も低くなる。

においてもMFN税率の2分の1の水準までしか削減されない品目であり、2407品目がこれに該当する。残りは関税削減・撤廃の対象とはならない例外品目であり、これが6551品目に達している。実に、全品目の半数以上が例外品目となっている²¹。

関税が即時撤廃された早期収穫品目（506品目）の内訳は、電気機器（HS85類：178品目）が全体の3分の1を占め、これに有機化学品（HS29類：67品目）、無機化学品（HS28類：58品目）、一般機械（HS84類：55品目）が続いている（図表13）²²。農産物は、穀物（HS10類）10品目を除き、含まれていない。上位品目についても、有機化学品では2-7.5%（2007年4月現在）、無機化学品では5-7.5%（同）のMFN税率が撤廃されているものの、電気機器や一般機械ではWTO情報技術協定（ITA）などによりMFN税率がゼロである品目が多く含まれており²³、実際に印星CECAで関税が撤廃された品目（MFN有税品目）は電気機器で全体（178品目）の3分の1、一般機械では55品目中4品目に留まっている²⁴。

図表 13：印星 CECA におけるインド側早期収穫品目内訳



(注) HS2桁分類による（括弧内はHS番号）

(出所)「インドーシンガポール包括的経済協力協定附属書2A」よりみずほ総合研究所作成

2009年に関税が撤廃される予定である段階的撤廃品目（2202品目）は、一般機械（HS84類：180品目）、木材製品（HS44類：168品目）、有機化学品（HS29類：153品目）、光学機器（HS90類：151品目）、紙製品（HS48類：124品目）の順になっている。ここに含まれる品目は、本年4月1日からは関税率がMFN税率の半分になっている。

²¹ 報道によれば、2007年3月に実施された印星CECA第4回レビュー会合において、インドはシンガポールとCECA補完協定を締結し、新たに368品目の関税撤廃を2007年7月1日より実施することで合意したとされる。この368品目は、インドがインドーASEAN・FTA交渉に関税撤廃を提案している品目であるとのことであるが、詳細は不明である。*Business Times*, 2007年3月26日。

²² 各類（HS2桁）における品目数（HS8桁）は異なるため、品目数が多い類ほど自由化率が高いとは必ずしも言えないことには留意ありたい。

²³ インドは、ITAに基づき、217品目の関税を撤廃した〔WTO（2007a）〕。

²⁴ 「インドーシンガポール包括的経済協力協定附属書2A」と2007年4月現在のインドの関税率との比較による。関税番号が変更されているものに関しては、2006年のインドの関税率表と品目名から推測した。

図表 14：印星 CECA におけるインド側関税削減・撤廃品目等（HS84 及び 85）の例

	無税 (MFN)	早期収穫品目	段階的撤廃品目	段階的削減品目	例外品目
一般機械 (84)	電子計算機 (8470)、 パソコン (847130)、 プリンタ (847160)、 記憶装置 (847170)	刺繍機 (84479020)、 自動紙幣支払機 (84729030)	ファン (841451)、業務用冷蔵庫 (841810)、製粉機 (843780)、 圧延機用ロール (845530)、タイ プライター〔電動式除く〕(84693 0)、デジタル複写機 (84729020)、 硬貨計数機 (84729040)、ゴム製 品製造機 (84778010)、産業用ロ ボット (847950)、ゴム・プラス チック成型用型 (848070)、その 他産業用弁 (848180)、円錐ころ 軸受 (848220)、軸継手 (848360)	内燃機関吸気用フィルタ (842131)、消火器 (842410)、 ベルトコンベヤ (842820)、エレベータ (842820)、エス カレータ (842840)、酪農機械 (8434)、管圧延機 (845 510)、横旋盤〔数値制御式除く〕(845819)、金属用ボー ル盤等 (8459)、平面研削盤 (846010)、複写機 (84721 0)、射出成形機 (847710)、真空成形機 (847740)、金 属鑄造用鋳型枠 (848010)、減圧弁 (848110)、伝動軸 (8 48310)、軸受箱 (848320-30)、ギヤボックス (848340)	エンジン〔航空機用除く〕(8407-08)、液体ボ ンプ〔一部除く〕(8413)、コンプレッサー (8 41430)、エアコン (8415)、家庭用冷蔵庫 (8 41821)、フォークリフト (8427)、ブルドーザ ー (8429)、洗濯機 (8450)、光ファイバー製 造機 (847521)、自販機 (8476)、押出成形機 (847720)、玉軸受 (848210)
電気機器 (85)	電話機 (8517)、磁気ディス ク (852320)、送受信機器 (8 52520)、コンデンサ (8532)、 電気抵抗器 (8533)、印刷回 路 (8534)、データ・グラフ ィックディスプレイ管〔カラ ー〕(854040)、半導体デバイ ス (8541)、集積回路 (8542)、 粒子加速器 (854311)、光フ ァ이버ケーブル (854470)	整流器〔通信機器等用〕(8 5044029)、マイクロホン (851810)、教育用 V C D (85243910)、磁気カード (852460)、無線マイクロ ホン (85251050)、電気回 路用スイッチ〔1000V以 下〕(853650)、その他電 気導体 (854441-51)、 炭素ブラシ (854520)	電磁式クラッチ (850520)、電磁 式発電機 (851120)、カラーテレ ビ (85281210)、カラーテレビ用 陰極線管 (854011)	発電機 (8502)、放電管用安定器 (850410)、電磁式リフ ティングヘッド (850530)、蓄電池〔一部除く〕(8507)、 掃除機 (850910)、点火プラグ (851110)、イグニション コイル (85113020)、電気炉 (8514)、溶接用機器 (851 5)、電子レンジ (851650)、コーヒーメーカー (851671)、 電熱用抵抗体 (851680)、ビデオプロジェクタ (852830)、 鉄道等用電気機器 (8530)、電気回路用機器 (8535)、 放電管 (853931-9)、磁電管 (854071)、 炭素電極 (854510)、碍子 (8546)	一次電池 (8506)、鉛蓄電池〔ピストンエンジ ン用〕(850710)、スターター (851140)、電 気式照明用機器 (8512)、携帯用電気ランプ (8 513)、蓄熱式ラジエータ (851621)、ヘッドホ ン (851830)、DVDプレーヤー (85219020)、 白黒テレビ (852813)、警報機 (8531)、銅線 (854411)、同軸ケーブル (854420)、その他 電気導体〔1000V超〕(854460)

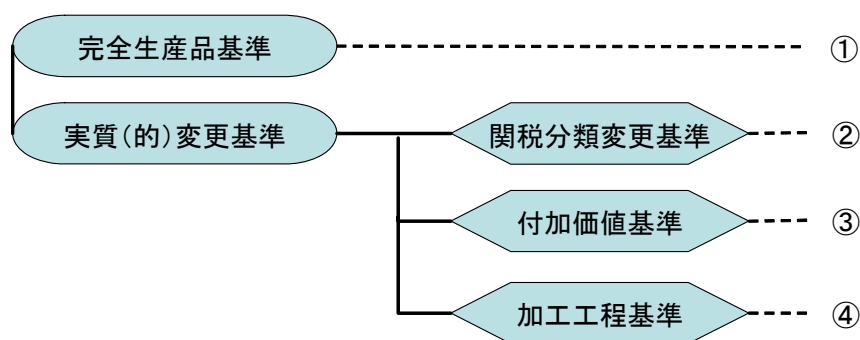
(出所)「インドーシंगाポール包括的経済協力協定附属書 2A」よりみずほ総合研究所作成

インドの対シンガポール輸入上位品目である一般機械と電気機器について、個別品目の例を挙げたものが図表 14 である。ここからは、MFN 税率がすでに無税であるものが多く、早期収穫措置のメリットが意外に小さいことが見て取れる。また、カラーテレビを除く多くの家電製品や自動車部品等が例外品目に指定されている²⁵。

(3) モノの貿易：原産地規則

シンガポールからインドへの輸出品が印星 CECA による関税撤廃・削減の恩恵を享受するためには、当該製品がシンガポール原産であると認められなければならない。その基準を定めた原産地規則は、印星 CECA では他の FTA におけるものよりも厳しいものとなっている。

図表 15：原産地規則



(出所) 財務省関税局「地域貿易協定における関税制度上の主要論点」(2001年8月10日開催関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会資料) などによりみずほ総合研究所作成

FTA (EPA) 特惠原産地規則は、大きく完全生産品基準 (完全取得基準) (①) と実質 (的) 変更基準の 2 つに分けられる。完全生産品基準とは、その生産に 1 カ国しか関与していない場合に当該国を原産国とみなすというものであり、主に農産物や鉱物資源などに適用される。他方、工業製品などは一部部品を輸入するなど、その生産に 2 カ国以上が関与することが多いため、通常原産国の判定には実質 (的) 変更基準が用いられる。実質 (的) 変更基準は、輸入原料・部品と完成品の関税分類番号が異なっていることを原産国認定の要件とする関税分類変更基準 (関税番号変更基準) (②)、製品の製造・加工工程において加えられた付加価値の比率によって原産国を判定する付加価値基準 (③)、特定の製造・加工作業が行われた国を原産国とする加工工程基準 (④) の 3 つに分けられる (図表 15)。印星 CECA の原産地規則は、関税分類変更基準において HS4 桁レベルでの変更があり、かつ、付加価値基準において付加価値の 40% 以上が相手国内で加えられている場合²⁶に相手国原

²⁵ 自動車・同部品については、輸送機械 (HS87 類) のほとんどが例外品目に指定されている。

²⁶ 例えば、シンガポールからインドに輸入される製品の場合、インド原産の部品を輸入してシンガポールで製造・加工された製品のシンガポールにおいて加えられた付加価値を計算する際に、インド原産部品分を参入すること (累積原産) が認められている。

産とみなし、印星CECAによる特惠関税率を適用するというものである²⁷。この要件は、他国のFTAに比較して厳しいものといえる。

例えば、シンガポールがインド以外の国と締結したFTAのうち、AFTA（ASEAN自由貿易地域）では付加価値基準 40%のみが用いられている。日本・シンガポール新時代経済連携協定（日星EPA）では、関税分類変更基準（HS4 桁レベル）を基本とし、一部品目では関税分類変更基準と付加価値基準（40%）²⁸のいずれかの選択制となっている。これらに比べると、印星CECAでは関税分類変更基準と付加価値基準の双方が満たされなければならない、より厳格な規定となっている。

3. 印星 CECA 開始後の印星間貿易

インドーシンガポール間貿易は輸出入とも近年拡大を続けている。印星CECAによる関税引き下げが開始された 2005 年 8 月 1 日以降もその傾向は続いている。ただし、2005 年度（2005 年 8 月－2006 年 7 月）実績を前年度と比較すると、インドの対世界貿易自体が拡大を続けているため、シェアで見ると、インドの対シンガポール貿易は、輸出で横這い、輸入で微増に留まっている（図表 10参照）。

インドの対シンガポール輸出については、印星CECAで新たに関税が引き下げられたのはビール等 6 品目に過ぎず、これら品目がインドの対シンガポール輸出に占める割合は 0.017%に留まるため、全体への影響はないに等しい。2005 年度の対シンガポール貿易の伸びは、その大部分が鉱物性燃料（HS27 類）によるものとなっており、印星CECAによる関税引き下げがインドの対シンガポール輸出増に与えた影響はほとんどないと言ってよい（図表 16）。

インドの対シンガポール輸入では、対世界貿易の伸び（24.4%増）を大きく上回る伸び（40.2%）を示したが、上位 10 品目（HS2 桁レベル）で最も大きな伸びを示したのは鉱物性燃料であり、印星 CECA による関税引き下げの影響は明確ではない。そこで、金額的に影響の大きい上位 3 品目（一般機械、電気機器、有機化学品）の詳細をみてみたい。

一般機械（HS84 類）は、2005 年度においてインドの対シンガポール輸入の 26%を占める最大の輸入品目であり（図表 11参照）、前節でみたように、他の品目に比べて多くの製品が印星CECAにおける関税引き下げの対象に指定されている。ただし、既述のように、早期収穫措置対象 55 品目のうち、新たに関税が撤廃されたのは 4 品目に過ぎない（図表 13及び図表 14参照）。

²⁷ 製造の最終工程は相手国内で行われていなければならない。また、一部品目では、個別に原産地規則が規定されている（附属書 3A）。これら品目では、関税分類変更基準（HS4 桁レベル）、あるいは、付加価値基準（40%）のいずれかを満たせばよいものや、関税分類変更基準がHS6 桁レベルでよいものなど、基本となる原産地規則よりも要件が緩和されている。

²⁸ 付加価値基準は当初 60%であったが、2007 年 3 月に署名された改正議定書により、40%に引き下げられた。

図表 16：印星 CECA 開始後の印星間貿易

【輸出】

	2004年度	2005年度	増減率	増減額
輸出総額	90,584.51	111,720.96	23.3%	21,136.45
対星輸出総額	4,850.54	6,013.18	24.0%	1,162.64
鉱物性燃料(27)	1,966.33	3,080.76	56.7%	1,114.43
貴金属(71)	1,179.17	627.71	-46.8%	-551.46
船舶(89)	308.43	468.69	52.0%	160.26
有機化学品(29)	192.64	212.43	10.3%	19.79
一般機械(84)	183.27	197.50	7.8%	14.24
電気機器(85)	130.06	181.95	39.9%	51.88
アルミニウム(76)	79.36	123.96	56.2%	44.60
銅・同製品(74)	38.46	119.36	210.4%	80.90
調整飼料等(23)	53.13	61.03	14.9%	7.90
光学機器(90)	55.40	52.69	-4.9%	-2.71

【輸入】

	2004年度	2005年度	増減率	増減額
輸入総額	123,559.27	153,668.39	24.4%	30,109.12
対星輸入総額	2,934.76	4,115.55	40.2%	1,180.79
一般機械(84)	864.14	1,068.61	23.7%	204.47
電気機器(85)	575.13	801.53	39.4%	226.40
有機化学品(29)	395.24	502.64	27.2%	107.41
鉱物性燃料(27)	8.92	386.24	4231.0%	377.32
印刷物(49)	185.79	261.57	40.8%	75.78
光学機器(90)	124.01	158.81	28.1%	34.81
プラスチック(39)	106.89	137.47	28.6%	30.58
船舶(89)	185.98	128.84	-30.7%	-57.14
航空機(88)	108.18	81.40	-24.8%	-26.78
鉄鋼(72)	70.73	50.20	-29.0%	-20.54

(注) HS2 桁レベルで上位 10 品目。金額は 100 万米ドル
(出所) インド商務省統計 (World Trade Atlas による)

一般機械のうち、2005 年度の対シンガポール輸入上位 20 品目をみると、そのほとんどが早期収穫品目ではあるが、ITA対象品目であること等により、印星CECA開始以前から関税率がゼロの品目となっている。印星CECAによって関税がこれまでに撤廃された品目はなく、引き下げられた品目が 4 品目あるのみである (図表 17)。そのうち、段階的撤廃品目に指定され、MFN税率より 2005 年 8 月 (印星CECA開始時) に 10%、翌 2006 年 4 月に 25%関税が引き下げられた「その他ミシン (HS84522900)」は一般機械全体の伸び (23.7%) を上回る伸び (35.8%) となったが、インドの同品目の対世界輸入に占める対シンガポール輸入のシェアはほとんど変わらなかった (25.87%→25.90%)。同じく段階的撤廃品目であ

る「その他建設機械部分品（HS84314990）」は、209.1%増と大きな伸びを示し、対シンガポール輸入のシェアも 6.34%から 16.70%へと急拡大を見せた。

図表 17：印星 CECA 開始後のインドの対星輸入（一般機械）

HS	品目	MFN税率	区分	対星税率	貿易額	(シェア)	(増減率)
84	一般機械				1068.606	100.0%	23.7%
84733099	その他自動データ処理機械部分品	0%	①	0%	113.888	10.7%	51.4%
84715000	自動データ処理装置	0%	①	0%	94.172	8.8%	38.1%
84716026	レーザープリンタ	0%	①	0%	78.609	7.4%	45.3%
84717020	ハードディスクドライブ	0%	①	0%	70.157	6.6%	-34.4%
84733030	自動データ処理機械部分品	0%	①	0%	61.061	5.7%	16.5%
84733010	マイクロプロセッサ部分品	0%	①	0%	57.436	5.4%	58.6%
84733050	インクカートリッジ(プリントヘッド付)	0%	①	0%	44.663	4.2%	19.5%
84522900	その他ミシン	12.5%	②	9.375%	35.163	3.3%	35.8%
84713010	パーソナルコンピュータ	0%	①	0%	34.526	3.2%	199.6%
84718000	その他自動データ処理機械装置	0%	①	0%	22.795	2.1%	16.5%
84714190	その他自動データ処理機械	0%	①	0%	21.552	2.0%	-2.7%
84314990	その他建設機械部分品	12.5%	②	9.375%	20.866	2.0%	209.1%
84719000	自動データ処理機械(その他)	0%	①	0%	18.929	1.8%	17.3%
84716030	モニター	0%	①	0%	18.699	1.7%	40.8%
84713090	その他携帯用自動データ処理機械	0%	①	0%	18.234	1.7%	1.5%
84714900	その他自動データ処理機械(その他)	0%	①	0%	17.904	1.7%	-36.6%
84717090	その他記憶装置	0%	①	0%	14.671	1.4%	2.4%
84071000	航空機用エンジン	12.5%	③	11.25%	14.243	1.3%	2665.6%
84716027	インクジェットプリンタ	0%	①	0%	11.217	1.0%	66.6%
84304120	石油・ガス掘削用機械	12.5%	③	11.25%	10.269	1.0%	12.8%
上位20品目					779.054	72.9%	25.1%

(注 1) HS2 桁レベルで上位 20 品目。金額は 100 万米ドル

(注 2) 「区分」は、①早期収穫品目、②段階的撤廃品目、③段階的削減品目、④例外品目

(注 3) 「対星税率」は、2006 年 4 月時点の関税率を示した。

(注 4) 「貿易額」欄の「シェア」は同一類（ここでは HS84 類）に占めるシェア。「増減率」は前年度比（出所）インド商務省統計（World Trade Atlas による）

電気機器（HS85 類）は、印星 CECA においてインドがその早期収穫措置対象品目リストに最も多くの品目（178 品目）を掲載した品目類である。ただし、その多くはすでに関税がゼロの品目であり、新たに関税が撤廃された品目はその 3 分の 1 程度である（図表 13 及び図表 14 参照）。2005 年度の対シンガポール輸入上位 20 品目をみると、そのうち 15 品目が早期収穫品目であるが、新たに関税が撤廃されたのは 1 品目のみとなっている。また、例外品目も 1 品目含まれている（図表 18）。

早期収穫措置によって実際に関税が撤廃された「その他テレビ等部分品（HS85299090）」は、前年度比 77.1%増と大きく輸入額を伸ばしている。インドの同品目の対世界輸入に占める対シンガポール輸入のシェアも、2.33%から 3.09%へとわずかに拡大している。しかし、2005 年度においてもその金額は約 1460 万ドルに留まっており、インドの対シンガポール輸入総額の 0.35%にすぎない。

図表 18：印星 CECA 開始後のインドの対星輸入（電気機器）

HS	品目	MFN税率	区分	対星税率	貿易額（シェア）（増減率）		
85	電気機器				801.53	100.0%	39.4%
85252017	携帯電話	0%	①	0%	118.255	14.8%	244.5%
85175099	その他有線通信機	0%	①	0%	86.205	10.8%	89.1%
85426000	ハイブリッド集積回路	0%	①	0%	72.086	9.0%	88.2%
85422990	その他モノリシック集積回路	0%	①	0%	63.394	7.9%	10.5%
85179090	その他優先通信機部分品	0%	①	0%	27.015	3.4%	18.4%
85243111	ITソフトウェア記録用ディスク	0%	③	0%	25.512	3.2%	10.4%
85249112	ITソフトウェア(CD-ROM)	0%	①	0%	24.705	3.1%	-6.7%
85412900	その他トランジスタ	0%	①	0%	17.935	2.2%	27.2%
85175093	ルータ	0%	①	0%	16.541	2.1%	-33.0%
85299090	その他テレビ等部分品	12.5%	①	0%	14.576	1.8%	77.1%
85411000	ダイオード	0%	①	0%	12.7	1.6%	54.0%
85178090	その他有線通信機器	0%	①	0%	11.593	1.4%	-7.9%
85322990	その他固定式コンデンサ(その他)	0%	①	0%	10.064	1.3%	41.4%
85445990	その他電気導体(80-1000V)(その他)	12.5%	④	12.5%	8.997	1.1%	178.8%
85438999	その他電気機器(その他)	12.5%	③	11.25%	8.957	1.1%	76.6%
85421090	その他スマートカード	0%	①	0%	8.78	1.1%	117.4%
85422100	デジタル式モノリシック集積回路	0%	①	0%	8.608	1.1%	4.2%
85389000	その他電気回路等部分品	12.5%	③	11.25%	8.506	1.1%	67.9%
85249119	ITソフトウェア(その他)	0%	①	0%	8.183	1.0%	496.0%
85044090	その他スタティックコンバータ	12.5%	③	11.25%	6.695	0.8%	48.7%
上位20品目					559.307	69.8%	57.8%

(注) 注はすべて図表 17に同じ

(出所) インド商務省統計 (World Trade Atlas による)

図表 19：印星 CECA 開始後のインドの対星輸入（有機化学品）

HS	品目	MFN税率	区分	対星税率	貿易額（シェア）（増減率）		
29	有機化学品				502.643	100.0%	27.2%
29025000	スチレン	12.5%	①	0%	200.944	40.0%	93.2%
29024300	パラ-キシレン	10%	②	7.5%	64.158	12.8%	-53.0%
29153200	酢酸ビニル	12.5%	④	12.5%	33.648	6.7%	86.3%
29152100	酢酸	12.5%	④	12.5%	31.605	6.3%	155.4%
29161210	アクリル酸ブチル	12.5%	①	0%	23.559	4.7%	117.1%
29023000	トルエン	12.5%	③	11.25%	14.701	2.9%	602.1%
29011000	飽和非環式炭化水素	12.5%	①	0%	10.76	2.1%	104.2%
29349900	その他の複素環式化合物	12.5%	③	11.25%	10.26	2.0%	NA
29420090	その他の有機化合物	12.5%	②	9.375%	9.472	1.9%	157.1%
29051220	イソプロピルアルコール	12.5%	④	12.5%	9.025	1.8%	-10.4%
29161400	メタクリル酸のエステル	12.5%	①	0%	8.859	1.8%	161.7%
29053200	プロピレングリコール	12.5%	④	12.5%	8.088	1.6%	40.2%
29141100	アセトン	12.5%	④	12.5%	7.756	1.5%	48.0%
29291010	フェニルイソシアナート	12.5%	③	11.25%	4.446	0.9%	211.8%
29161290	その他のアクリル酸のエステル	12.5%	①	11.25%	4.346	0.9%	541.9%
29071110	フェノール	12.5%	④	12.5%	3.998	0.8%	756.1%
29024100	オルト-キシレン	12.5%	③	11.25%	3.188	0.6%	-83.0%
29173960	イソフタル酸	12.5%	②	9.375%	3.162	0.6%	-21.6%
29024200	メタ-キシレン	12.5%	③	11.25%	3.118	0.6%	7.0%
29171200	アジピン酸並びにその塩及びエステル	12.5%	③	11.25%	2.3	0.5%	-22.2%
上位20品目					457.393	91.0%	31.2%

(注) 注はすべて図表 17に同じ

(出所) インド商務省統計 (World Trade Atlas による)

有機化学品（HS29 類）は、一般機械や電気機器とは様相が異なる。有機化学品は、ITA 対象製品のような印星 CECA 開始以前から関税がゼロの品目はない。したがって、例外品目に指定された品目以外は、何らかの関税引き下げの恩恵を蒙っている。2005 年度の対シンガポール輸入上位 20 品目のうち、例外品目は 5 品目であり、その他の 15 品目には印星 CECA に基づく特惠税率が適用されている。

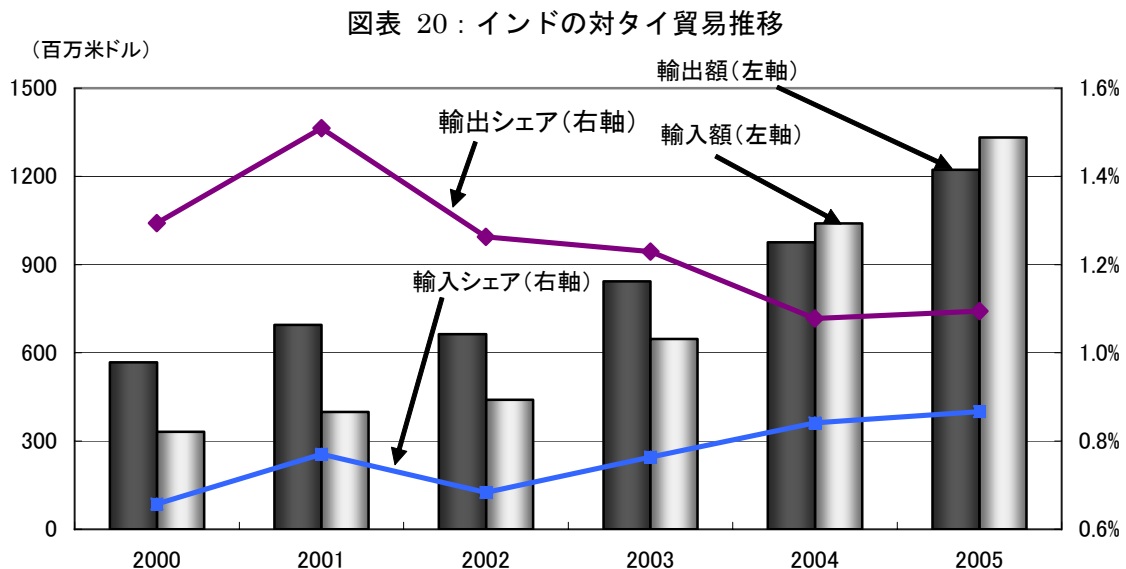
インドの対シンガポール有機化学品輸入の 4 割を占める「スチレン (HS29025000)」は、早期収穫品目として関税が即時撤廃されたが、その対シンガポール輸入額は 2005 年度に前年度比 93.2%増とほぼ倍増となり、インドの同品目の対世界輸入に占める対シンガポール輸入のシェアも 22.33%から 44.97%と急拡大した。同様に早期収穫品目である「アクリル酸ブチル (HS29161210)」も、対シンガポール輸入額は前年度比 117.1%増、対シンガポール輸入のシェアは 22.67%から 46.59%へと急拡大している。アクリル酸ブチルの場合、シンガポールのインド市場におけるシェア拡大の煽りを受けたのがマレーシア及びインドネシアとなっている。両国からの輸入額はそれぞれ、2004 年度にはシンガポールからの輸入を上回っていたが、2005 年度にはともにほぼ半減している。これが、印星 CECA による貿易転換効果が生じた結果であるとすれば、インド-ASEAN・FTA の開始によって再度変化があるかもしれない。

以上、インドの対シンガポール三大輸入品目（HS2 桁レベル）につき検討した結果、有機化学品を中心に印星 CECA による関税引き下げの効果が開始初年度にすでに現れているということが明らかになった。しかし、特に一般機械や電気機器では、該当品目もその効果（金額）も極めて限定的であった。本節冒頭でみたように、総じて印星 CECA による関税引き下げによる貿易拡大効果は限定的であり、一部品目においてその効果が生じているということができる。今後段階的撤廃品目や段階的削減品目の対シンガポール税率が引き下げられることは、インドの対シンガポール輸入拡大要因となるが、同時にインドは MFN 税率を引き下げ、また、FTA 締結を進めているため、印星 CECA によるシンガポールの特惠的待遇は侵食されることになる。在シンガポール拠点を活用した対インド輸出を検討する際には、これらの点も考慮する必要がある。

Ⅲ. インドータイ FTA

1. インドータイ間貿易概況

インドにとってタイは、2005 年度実績²⁹では、輸出で第 22 位（対世界貿易総額比シェア 1.1%）、輸入で第 26 位（同 0.9%）であり、ASEAN 諸国の中ではシンガポール、インドネシアに次ぎ、マレーシアと同水準の貿易相手国である。タイにとってのインドは、輸出で第 16 位（同 1.3%）、輸入で第 20 位（同 1.1%）の貿易相手国である。近年の両国間貿易は、インドの対タイ輸入が 2000 年度比 4.0 倍と大きく伸びている一方、対タイ輸出は 2.2 倍と対世界輸出伸び率（2.5 倍）を下回る伸びに留まっている。そのため、インドの貿易に占めるタイのシェアは輸入で漸増したものの、輸出では 2001 年度をピークに漸減となっている。その結果、貿易収支も 2004 年度以降、インド側の入超に転じている（図表 20）。

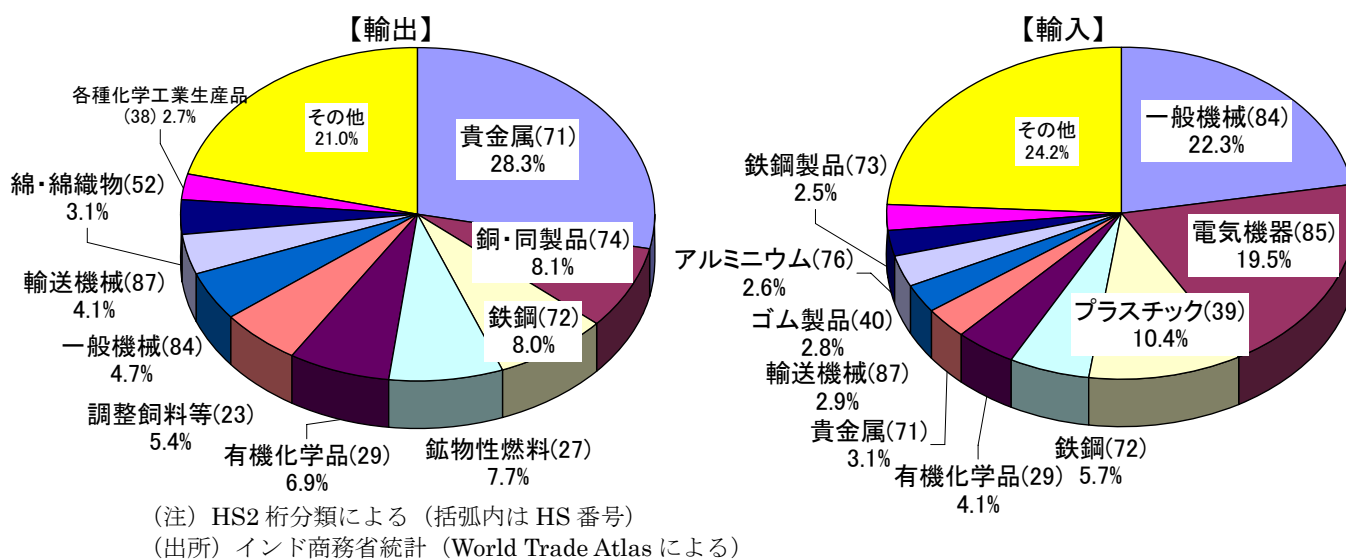


(注) 各年は同年 8 月から翌年 7 月まで
(出所) インド商務省統計 (World Trade Atlas による)

2005 年度では、インドのタイ向け輸出の約 3 割が貴金属 (HS71 類) で占められている。近年大きく伸びているのは、銅・同製品 (HS74 類) や鉱物性燃料 (HS27 類) などの資源関連品目に加え、一般機械 (HS84 類) や輸送機械 (HS87 類) である。特に、輸送機械は、金額は約 5000 万ドルという水準ではあるが、2000 年度比で約 10 倍に増えている。輸入では、一般機械、電気機器 (HS85 類)、プラスチック製品 (HS39 類) の上位 3 品目で過半を占める状況が続いている。近年伸びが目立つのは、輸出同様に輸送機械であり、2000 年度には 100 万ドルに過ぎなかったものが、2004 年度には 7700 万ドルに達し、2005 年度も 3800 万ドルとなっている (図表 21)。

²⁹ 注 18 参照。

図表 21：インドの対タイ貿易品目構成（2005年度）



2. インドータイ FTA 概要：早期収穫措置

インドータイFTA（印泰FTA）構想は、2001年11月の両国首脳間合意により、実現可能性調査のための共同作業部会が設置されたことに始まる。2003年10月には「インドータイ自由貿易地域設立のための枠組み協定」（以下、枠組み協定）が署名され、印泰FTAはモノの貿易、サービス貿易、投資などを含む包括的なものとする事、モノの貿易については2004年1月に交渉を開始し、2005年3月までに交渉を終結して、2010年には自由貿易地域を設立すること、などが合意された。しかし、交渉は予定通りには進まず、2007年6月時点では、モノの貿易に関して今夏に合意すべく、交渉が続けられている状況である³⁰。

したがって、印泰間ではFTAは未だ締結されていないが、枠組み協定により部分的な貿易自由化が実施されている。枠組み協定では、FTAによる関税削減・撤廃に先立ち、早期収穫措置（EHS：Early Harvest Scheme）として、84品目について関税の段階的相互撤廃が規定された。これは、合意された84品目につき、印泰両国が2004年1月1日現在のMFN税率を基準として、2004年3月1日より50%、翌2005年3月1日より75%の関税削減を行い、2006年3月1日より関税を撤廃するというものである。この早期収穫措置は、対象品目の原産地規則に関する合意の遅れなどにより、予定の期日から開始することは出来なかったが、2004年8月30日に「インドータイ自由貿易地域設立のための枠組み協定修正

³⁰ インド商務省資料（http://commerce.nic.in/india_rta.htm#h15）の他、各種報道による。報道によれば、交渉では、まずはモノの貿易における自由化（関税削減・撤廃）を実現すべきと主張するタイと、モノの貿易、サービス貿易、投資の自由化を並行して行うべきと主張するインドの主張が対立し、交渉は難航していると伝えられている。これは、後述する早期収穫措置の結果に対する両国の評価を反映したものと思われる。早期収穫措置により大きな恩恵を受けたタイは、モノの貿易における自由化をさらに進め、対インド輸出の拡大を期待しているとみられる。他方、早期収穫措置により対タイ貿易が赤字に転じたインドは、モノの貿易における自由化よりも、インドが競争力を有するサービス貿易の自由化などを優先させたいものと思われる。

議定書」(以下、修正議定書)が署名され、予定より半年遅れの同年9月1日より実施された。その対象品目は、修正議定書によって化学品2品目が削除され³¹、82品目となった(図表22)。この82品目については規定通り、2006年9月1日に関税が相互撤廃された。

図表 22 : 印泰 FTA 早期収穫措置対象品目

関税番号	品名	関税番号	品名	
080450	マンゴー及びマンゴスチン(生鮮)	42	840490	ボイラー用補助機器部分品
080610	ぶどう(生鮮)	43	840991	ピストン式火花点火内燃機関部分品
080810	りんご	44	841360	その他回転容積式ポンプ
081060	ドリアン(生鮮)	45	841381	その他ポンプ
081090	ランブータン、竜眼等(生鮮)	46	841451	卓上用等ファン
100110	デュラム小麦	47	841459	その他ファン
100190	その他小麦及びメスリン	48	841490	気体ポンプ、真空ポンプ、気体圧縮機及びファン部分品
160411	さけ	49	841510	エアコン(窓又は壁取付用)
160413	いわし	50	841821	家庭用冷蔵庫(圧縮式)
160415	さば	51	841990	加熱機器等部分品
160510	カニ	52	842199	その他遠心分離機等部分品
250100	塩、純塩化ナトリウムおよび海水	53	842390	分銅及び重量測定機器部分品
261000	クロム鉱	54	842549	その他ジャッキ及びホイスト
281119	その他無機酸	55	843221	ディスクハロー
281820	酸化アルミニウム	56	843780	その他製粉業用等機械
281830	水酸化アルミニウム	57	844820	人造繊維用紡糸機等部分品
291739	その他芳香族ポリカルボン酸等	58	844833	スピンドル、スピンドルフライヤー、リング及びトラベラー
390690	その他アクリル重合体	59	847141	その他自動データ処理機械
390710	ポリアセタール	60	847190	その他自動データ処理機械(その他)
390730	エポキシ樹脂	61	847290	その他事務用機器(その他)
390740	ポリカーボネート	62	847751	空気タイヤ更生用等機械
390799	その他ポリエステル(飽和)	63	847989	その他機械類(その他)
390810	その他ポリアミド	64	847990	その他機械類部分品
390890	ポリアミド	65	848079	金属鑄造用鑄型枠-その他のもの
390950	ポリウレタン	66	848180	その他コック等
391990	その他プラスチック製板等	67	848210	玉軸受
441219	その他竹製合板	68	848350	はずみ車およびプーリー
710310	貴石及び半貴石(未加工)	69	850431	その他トランスフォーマー(1kVA以下)
710490	その他合成又は再生の貴石及び半貴石	70	851220	その他照明用又は可視信号用機器
710510	その他天然又は合成の貴石又は半貴石のダスト及び粉	71	851711	コードレス送受話器付有線電話機
711319	その他貴金属製部分品	72	851790	有線電話用等電気機器部分品
720150	合金鉄鋼およびスチール	73	852390	その他記録用媒体
720711	鉄又は非合金鋼の半製品	74	852812	カラーテレビ
720719	その他鉄又は非合金鋼の半製品	75	852910	アンテナ等部分品
722619	その他珪素電気鋼フラットロール製品(幅600mm未満)	76	853400	印刷回路
722990	その他合金鋼の線(その他)	77	854011	カラーテレビ・モニター用陰極線管
730792	その他鉄鋼製エルボー、ベンド及びスリーブ(ねじ式)	78	870840	ギヤボックス
732020	鉄鋼製コイルばね	79	903289	その他自動調整機器(その他)
732690	その他鉄鋼製品(その他)	80	903290	自動調整機器部分品
760110	アルミニウム(合金を除く)	81	910211	腕時計(機械式表示部のみを有する)
760120	アルミニウム合金	82	940190	腰掛け部分品

(出所)「インド-タイ自由貿易地域設立のための枠組み協定修正議定書」よりみずほ総合研究所作成

これら82品目に関する原産地規則は、印星CECA同様、農産物等については完全生産品基準、工業製品等では関税分類変更基準(HS4桁レベル)と付加価値基準(40%)の双方を満たすことが基本され³²、それ以外のものは個別品目毎に規定されている。個別品目毎の原産地規則は、これも印星CECA同様、基本ルールよりも緩和されており、「関税分類変更基準(HS6桁レベル)かつ付加価値基準(40%)」(電気機器等)や、「関税分類変更基準(HS4

³¹ ポリプロピレン(HS390210)及びポリエチレンテレフタレート(HS390760)。

³² これも印星CECA同様、製造の最終工程は相手国内で行われていなければならない。また、インドとタイの累積原産も認められている(注26参照)。

桁レベル) かつ付加価値基準 (20%)」(合成貴石・半貴石等) などとなっている³³。

現在交渉中の印泰FTAでは、早期収穫措置対象品目を除く全品目を「ノーマル・トラック品目」、「センシティブ品目」、「例外品目」に区分し、関税削減・撤廃の約束が行われる見込みである。報道によれば、現時点では、「ノーマル・トラック品目」は 4000 品目程度となり、その多くが 2011 年、一部は 2018 年までに関税が撤廃される方向で議論されている。また、「センシティブ品目」には 5000-6000 品目が指定され、2018 年までに関税率が 5%まで引き下げられる。「例外品目」は 500 品目程度となり、関税引き下げの対象とはならない³⁴。

3. 早期収穫措置開始後の印泰間貿易

ジェットロによれば、早期収穫措置 (EHS) 開始前の 2003 年において、EHS対象 82 品目が印泰両国間貿易全体に占める割合は 9.1% (タイ側統計、貿易金額ベース) であった [吉田 (2005a)]。これは、1 万を超えるインドの関税分類からみれば、品目数は少数ながら、比較的大きな金額を占めていると言える。2004 年 1 月時点での MFN 関税率も、タイ側で 0-40%、インド側で 5-100%となっており、EHSによる関税の段階的撤廃によって一定の貿易拡大効果が生じることが見込まれる。タイ商務省 (タイ側統計) によれば、EHS82 品目の両国間貿易は、2004 年の 2 億 1670 万ドルから 2005 年には 4.3 億ドルに拡大した³⁵。これは、両国間貿易総額の 15.4%であり、EHS開始後拡大傾向にあることが明らかである。

また、インド商工会議所連盟 (FICCI) によれば、EHS82 品目の両国間貿易は 2003 年度³⁶の 1 億 4892 万ドルから 2005 年度には 3 億 5863 万ドルへと約 141%増加し、両国間貿易に占める EHS82 品目のシェアは同期間に 10.34%から 15.68%へと拡大した (インド側統計)。EHS82 品目におけるインドの対タイ輸出は、2003 年度の 6428 万ドルから 8303 万ドルへと約 29%増であった一方、対タイ輸入は同 8464 万ドルから 2 億 7560 万ドルへと約 226%増と大きく拡大し、インドの対タイ貿易が 2004 年度以降赤字に転じた大きな要因となっている。さらに、インドの対タイ輸出に占める EHS82 品目のシェアは約 7%でここ数年横這いであるが、対タイ輸入に占める EHS82 品目のシェアは 2003 年度の 14%から 2005 年度には 23%へと拡大した³⁷。

他方、タイの EHS82 品目の対インド輸出は、2004 年の 1.47 億ドルから 2005 年には 3.38 億ドルへと約 130%増となっており、2005 年の EHSを利用した輸出 (EHS利用率) は、タイの対インド輸出総額の 18.1%を占めている。この EHS利用率は、EHS82 品目に限れば

³³ 関税分類変更基準では、HSコードは桁数が増えるほど細分化されているため、基準となる桁数が大きい方が変更のための加工度が小さくてよいこととなる。そのため、一般に、4 桁レベルと 6 桁レベルでは後者の方が原産地規則を満たしやすくなる。また、付加価値基準では、基準となる割合が小さいほど第三国からの輸入原料・部品を多く使えるため、原産地規則を満たしやすくなる。

³⁴ *Economic Times*, 2007 年 5 月 16 日。ただし、これらの枠組み・品目数等は、今後の交渉によって変更されることも予想される。

³⁵ *TNA News*, 2006 年 6 月 20 日。

³⁶ このパラグラフのみ、各年度はインド財政年度 (4 月-3 月)。なお、タイ側統計は暦年である。

³⁷ *The Financial Express*, 2007 年 6 月 23 日。

(EHS82 品目総輸出額に占めるEHS特惠税率による輸出額の割合)、2004 年の 78.9%から 2005 年には 89.1%に拡大している³⁸。

インドの対タイ輸出におけるEHS利用状況は明らかではないが³⁹、両国の貿易統計からは、特にタイの対インド輸出において、EHSが大きな効果を発揮していることがわかる。EHSはわずか 82 品目でありながら、両国間貿易に少なからぬ影響を与えていることが明らかである。

具体的な品目では、インドの対タイ輸入（タイの対インド輸出）では、プラスチック製品（HS39 類）や家電製品（HS84・85 類）などで貿易額が伸びており、インドの対世界輸入に占める対タイ輸入のシェアも大きく拡大している品目が多い。なかでも、カラーテレビ（HS852812）は、2005 年度にはEHS開始前（2003 年度）に比べて 1263%増となり、シェアもインドの対世界輸入の約 5 割をタイが占めるに至っている（図表 23）。EHS開始により、当時 25%という高率であったインドの関税が撤廃された影響が大きいものとみられる。

図表 23：EHS 開始後のインドの対タイ輸入（EHS 品目の例）

HS	品目	EHS開始前（シェア）		2005年度（シェア）		増加率	基準税率
390730	エポキシ樹脂	3.02	(10.5%)	13.185	(18.1%)	336.6%	25%
390740	ポリカーボネート	13.137	(18.7%)	31.734	(24.3%)	141.6%	25%
760120	アルミニウム合金	0.785	(2.1%)	19.821	(18.8%)	2425.0%	15%
841510	エアコン	8.98	(38.4%)	30.305	(37.9%)	237.5%	25%
841821	家庭用冷蔵庫	1.512	(10.4%)	5.763	(36.5%)	281.2%	25%
851220	自転車用照明	1.659	(12.2%)	8.437	(36.0%)	408.6%	25%
852812	カラーテレビ	6.845	(13.9%)	93.301	(47.4%)	1263.1%	25%
854011	陰極線管(カラー)	0.566	(0.5%)	20.496	(21.2%)	3521.2%	25%

(注)「EHS 開始前」は 2003 年度（2003 年 8 月～2004 年 7 月）。「基準税率」は 2004 年 1 月現在の MFN 税率

(出所) インド商務省統計（World Trade Atlas による）

他方、インドの対タイ輸出（タイの対インド輸入）では、目立って大きく輸出を伸ばした EHS 対象品目は多くない。その中で、極めて顕著な伸びを示したのがギヤボックス（HS870840）である。2005 年度におけるギヤボックスのインドの対タイ輸出実績は 3467.8 万ドルと、インドの対タイ輸出総額の 2.84%を占めるにすぎないが、EHS 開始前（2003 年度）に比べて 158 倍の規模に拡大している。タイ側統計でも、ギヤボックスの対世界輸入に占める対インド輸入のシェアは、2003 年度には 0.10%にすぎなかったが、2005 年度には 11.38%へと急拡大している。EHS 開始前のタイのギヤボックスの関税率は 30%であり、これが撤廃された影響は大きいとみられる。

³⁸ ジェトロ「通商弘報」2007 年 5 月 22 日及び中小企業金融公庫「経営情報」No.343、2006 年 10 月 25 日。

³⁹ EHS82 品目におけるインドの対タイ輸出のうち、どの程度がEHSを利用したものであるかは不明である。タイ側のEHS利用率のように、原産地証明の発給状況に基づく統計がなければ、EHSの利用状況はわからないが、インド政府はその情報を一般には公開していない。

以上のことから、枠組み協定に基づく印泰間貿易の早期収穫措置（EHS）はわずか 82 品目を対象とするものであるが、その両国間貿易に与えている影響は比較的大きいといえることができる。特に、その恩恵はタイの対インド輸出に大きく現れており、印泰間の貿易収支が 2004 年度以降インド側の入超に転じた主要因とみられている。今後印泰 FTA が合意されれば、両国間貿易のさらなる拡大も期待される。これは、タイに生産・輸出拠点を有する日本企業には、その事業戦略に少なからぬ影響を与えるものと思われる。ただし、印泰 FTA の活用を検討する際には、原産地規則の問題に加え、インドーASEAN・FTA や日印 EPA の影響なども合わせて検討する必要がある。

IV. インドーASEAN・FTA

1. インドーASEAN間貿易概況

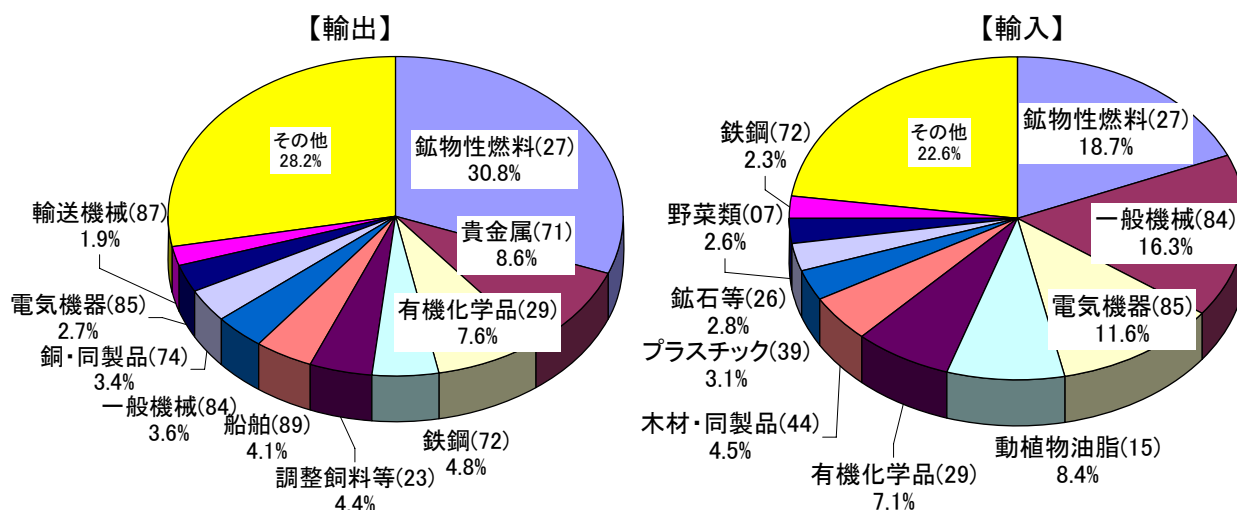
インドーASEAN間貿易は近年大きな伸びを見せている。インドの対ASEAN10カ国向け輸出は、2005年度には2000年度比3.79倍、輸入は同3.08倍となり、インドにとってASEANは、輸出ではEU、米国に次ぐ、輸入ではEUに次ぎ、中国と並ぶ貿易相手となっている（図表1参照）。ただし、インドの対世界貿易が大きく伸びているため、インドの貿易相手としてのASEANのシェアは、輸出入とも近年は横這いの状況にある（図表2参照）。ASEANにとってのインドは、日本、中国、米国、EUなどには及ばないが、輸出入とも上位10カ国・地域に入る貿易相手国である（図表24）。

図表 24：ASEANの貿易相手国（2005年）

輸 出			輸 入		
相手国	輸出額	シェア	相手国	輸入額	シェア
ASEAN域内	163,862.5	25.3	ASEAN域内	141,030.7	24.5
米国	92,941.9	14.3	日本	81,077.9	14.1
EU25	80,922.1	12.5	中国	61,136.0	10.6
日本	72,756.4	11.2	米国	60,976.4	10.6
中国	52,257.5	8.1	EU25	59,611.6	10.3
韓国	24,362.3	3.8	韓国	23,609.5	4.1
豪州	19,645.7	3.0	豪州	11,593.0	2.0
インド	15,048.3	2.3	台湾	11,532.9	2.0
香港	13,868.6	2.1	インド	7,952.3	1.4
台湾	8,267.7	1.3	サウジアラビア	6,438.1	1.1
上位10カ国・地域計	543,932.8	83.9	上位10カ国・地域計	464,958.6	80.6
その他	104,214.2	16.1	その他	111,783.8	19.4
総計	648,147.0	100.0	総計	576,742.4	100.0

（出所）ASEAN 事務局

図表 25：インドの対ASEAN貿易品目構成（2005年度）



（注）HS2 桁分類による（括弧内は HS 番号）

（出所）インド商務省統計（World Trade Atlas による）

インドの対ASEAN貿易（2005年度）を品目別にみると、輸出入とも鉱物性燃料（HS27類）が近年急激に拡大し、首位となっている。輸出では、これに貴金属（HS71類）、有機化学品（HS29類）、鉄鋼（HS72類）が続いている。さらに下位には、近年急拡大している銅・同製品（HS74類）もあり、原材料・素材が輸出の中心となっている。輸入では、鉱物性燃料に続いて一般機械（HS84類）、電気機器（HS85類）が上位となっている（図表 25）。この両品目では、インドの対ASEAN輸入の規模は対ASEAN輸出の約 5 倍となっている。

2. インドーASEAN・FTA 締結交渉の現状

インドーASEAN 間では 2003 年 10 月に「インドーASEAN 包括的経済協力に関する枠組み協定」（以下、枠組み協定）が締結されている。枠組み協定では、インド及び ASEAN は「インドーASEAN 地域的貿易投資地域（ASEAN-India Regional Trade and Investment Area）」設立のための交渉を開始し、交渉対象はモノの貿易、サービス貿易、投資、経済協力強化とすることが合意されている（第 2 条）。このうち、モノの貿易については、2005 年 6 月末までに交渉を終えることが規定されているが（第 8 条 1 項）、期限までに合意に至ることはできなかった。現在、2007 年 7 月の合意を目指して交渉が進められているが、交渉は難航している。

枠組み協定では、モノの貿易においては、全品目を①早期収穫（Early Harvest Programme）品目、②ノーマル・トラック品目、③センシティブ・トラック品目の 3 カテゴリーに分類し、それぞれに関税削減・撤廃方法及び期限を設定することが規定されている（第 3 条及び第 7 条）（図表 26）。早期収穫措置では、インドはASEAN⁴⁰に対して 105 品目、CLMV⁴¹に対してはさらに 111 品目につき、2004 年 11 月より関税の引き下げを開始し、2007 年 10 月末までに撤廃することとされていた（第 7 条）。しかし、原産地規則に関して合意することができず、早期収穫措置は実施できないままとなっている。

報道によれば、センシティブ・トラック品目はさらに、a)センシティブ・リスト品目（2018 年までに関税率を 5%以下に引き下げ）、b)高度センシティブ・リスト品目（2018 年までに関税率を 50%以下に引き下げ）、c)例外品目に区分され、交渉が行われている⁴²。交渉難航の主要因は、センシティブ・トラック品目と原産地規則に関する合意が得られないことにあるという。例えば、例外品目に関しては、インドは当初 1414 品目を指定していたが、これまでの交渉で数度にわたる削減を行い、現在は 490 品目にまで縮小するなど、合意に向けた努力が続けられている。しかし、ASEAN側は、マレーシアやインドネシアが重視しているパームオイル、胡椒、コーヒー、茶などの扱いに不満を示し、また、自らの例外品目を 600 品目から 1000 品目超に引き上げるなど、両者の溝は埋まっていない。特に、パームオイル（HS1511）に関しては、インドの対ASEAN輸入総額の 7.67%（2005 年度）を占め

⁴⁰ ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイのASEAN先発加盟 6 カ国。

⁴¹ カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムのASEAN後発加盟 4 カ国。

⁴² *Business Standard*, 2007 年 4 月 17 日など、各種報道による。

る最大の輸入品目（HS4 桁レベル）であり⁴³、関税率も 100%（原油：HS151110）と高率であることから、激しい攻防が続いている。

図表 26：インドーASEAN 枠組み協定における関税削減・撤廃スケジュール（未実施）

区分	対象国	関税撤廃期限
早期収穫措置 (EHP)	ASEAN6 及びインド	2007 年 10 月末
	CLMV	2010 年 10 月末
ノーマル・トラック	ASEAN5ーインド間	2011 年 12 月末
	フィリピンーインド間	2016 年 12 月末
	CLMVーインド間	インドは 2011 年 12 月末 CLMV は 2016 年 12 月末
センシティブ・トラック	今後の交渉にて議論	

（出所）「インドーASEAN 包括的経済協力に関する枠組み協定」よりみずほ総合研究所作成

直近の報道によれば、インド側の提案は、総品目数 5224（HS5 桁レベル）のうち、ノーマル・トラック品目に 4180 品目、センシティブ・リスト品目に 550 品目、高度センシティブ・リスト品目に 4 品目、例外品目に 490 品目を指定している。センシティブ・リスト品目には、繊維、一般機械、輸送機械、化学品、プラスチック製品が多く含まれ、高度センシティブ・リスト品目はパームオイル、胡椒、コーヒー、茶の 4 品目となっている⁴⁴。2007 年 7 月の合意期限に向け、交渉は大詰めを迎えているが、無事交渉妥結に至るかどうかは予断を許さない。

⁴³ ピークの 2003 年度には、インドの対ASEAN輸入総額の 21.15%を占めていた。

⁴⁴ *Business Standard*, 2007 年 4 月 17 日による。その後の報道で、これとは異なる品目数や各トラックの関税削減・撤廃期限が報じられているが、複数の報道から、最新の情報と思われるものを使用した。ただし、今後も情勢は変化するとみられるため、確定情報ではないことに留意願いたい。

V. インドーASEAN 諸国間 FTA の事業活動への影響

1. 現地日系企業による活用状況

ジェトロが 2006 年 11 月に実施したアンケート調査〔ジェトロ (2007)〕⁴⁵によれば、アジア大洋州域内の FTA による特惠税率を実際に利用している回答した企業は 37 社 (5.1%) で、そのうち印泰 FTA (EHS) は 6 社、印星 CECA は 1 社が利用していた。また、今後利用を検討していると回答した企業は 62 社で、そのうち 14 社が印泰 FTA を、4 社が印星 CECA を検討対象に挙げている。いずれも数としては少ないが、特に印泰 FTA は、実際に利用している企業数でも、利用を検討している企業数でも、アジア大洋州域内の FTA の中で上位に位置していることから、同調査は「拡大するインド市場を ASEAN からアプローチする企業姿勢が見受けられる」と指摘している。

同じくジェトロが 2006 年 1 月に在 ASEAN・インド日系製造業を対象に実施したアンケート調査〔ジェトロ (2006a)〕⁴⁶によれば、在インド企業は、在 ASEAN 企業に比べて原材料・部品の現地調達率が高く、今後もさらに現地調達を増やすとする企業が有効回答数 (67 社) の 9 割を超えている (61 社)。他方、インド拠点から ASEAN 市場向けに輸出を行っている企業は約 2 割、ASEAN 市場から原材料・部品の調達を行っている企業は約 4 割となっている (有効回答数 62 社)。さらに、同調査では、東アジアでの FTA の進展に伴う事業再編についても質問している。これによれば、インドに生産ライン・工場を移管した 41 社のうち、7 社がタイからであり、日本から (26 社) に次いで多くなっている。インドからタイへ移管した企業も 3 社ある。

これらの調査からは、ASEAN 域内及び中国のレベルにはまだまだ及ばないものの、インド市場を ASEAN 市場で構築されている域内分業ネットワークに組み込んでいる日本企業が増えつつあるということが窺い知れる。図表 27 にジェトロ (2006b) による個別企業の印泰 FTA 活用事例を示したが、ここからは印泰 FTA の活用による分業体制の再編、特に、在タイ拠点を利用したインド市場進出を図る日本企業の事業戦略がみてとれる。

こうした日本企業の印泰 FTA (EHS) の活用は、すでにみたように、両国間の貿易統計上にはっきりと現れている。現時点では、タイからの対インド輸出において、EHS がより活用されているが、こうした動きの中心となっているのは、日系企業の在タイ拠点からの対インド輸出であるとみられている。また、EHS を活用したインドの対タイ輸出では、ギャボックスの輸出拡大が顕著であったが、これも日系自動車メーカーによるものが大きい

⁴⁵ 2537 社に調査票を郵送し、729 社から回答があった (有効回答率 28.7%)。

⁴⁶ 1865 社を対象とし、966 社から回答があった (有効回答率 51.8%)。ASEAN は、タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ベトナムの 6 カ国。

とみられている⁴⁷。

図表 27：在インド・タイ日系企業のインド・タイ FTA 活用事例

A 社	FTA 実施とほぼ同時に、インドのテレビ工場を閉鎖。タイ工場からの輸出に切り替え。インドでのカラーテレビの販売が急拡大している。
B 社	高付加価値の冷蔵庫、洗濯機をタイからインドへ輸出開始。このうち、冷蔵庫について、FTA を利用。
C 社	インドで、現地企業と合併でエアコンを生産していたが、販売会社化。現在は、タイ-インドとの FTA を使って、タイ工場からインドに輸出している。
D 社	FTA を利用して、インド向けにカラーTV 用ブラウン管を輸出。
E 社	インドのバンガロールで生産したトランスミッションをタイに輸出。逆にタイからインドには乗用車の組み立て部品を輸出。そのうち、アーリーハーベストの対象品目は、FTA を利用している。
F 社	インド向けにポリカーボネートを FTA を使って輸出。一般関税率が 12.5%のところを 6.25%の特恵関税で輸出し、メリットを受けている。
G 社	タイが建設機械の世界向けの輸出拠点。製品の 8 割を東南アジア、北米、アフリカなどに輸出。中国工場は国内向け生産で精一杯。インドにも、バンガロールに工場があるが、国内需要がどんどん伸びている。生産が間に合わず、FTA を使って、タイから輸出できないか、検討中。

(出所) ジェトロ (2006b) 表Ⅲ-17 (91 頁)

2. FTA 活用における課題と今後の展望

インドにおいて FTA を活用する際に留意しなければならないのは、他国の FTA に比べて厳格な原産地規則をいかに満たすかという点であろう。タイ産業界からは、現在の印泰 FTA (EHS) の原産地規則では、品目によっては現地調達率の基準を満たすことができないため、その緩和・撤廃を求める声が上がっているという [吉田 (2005b)]。

インドの場合、原産地規則を満たせたとしても、原材料・部品を輸入する際の関税率が高いため、それらを用いた製品を輸出する際には、FTA によって相手国の関税が減免されるメリットが減殺されてしまう。しかし、この点については、インドは現在基本課税の最高税率の引き下げを進めつつ、一部の原材料等についてはさらなる関税削減を実施しているため、問題は改善の方向に向かいつつある。

今後 FTA を活用してインド市場への進出や在インド拠点からの第三国市場への進出を狙う企業は、インドの FTA 戦略と貿易自由化政策を十分に検討する必要があるだろう。図表 9

⁴⁷ *The Hindu*紙 2004 年 8 月 4 日付記事は、トヨタ自動車と現地企業の合併である Toyota Kirloskar Auto Parts Private Ltd.社が、東南アジア、南米、南アフリカのトヨタ自動車の生産拠点向け輸出のため、ギヤボックスの生産を開始したことを報じている。実際に、インドのギヤボックス輸出は、2004 年度以降、タイに加え、アルゼンチン、南アフリカ向けが急増している。これらは、いずれもトヨタ自動車の IMV プロジェクトの主要生産拠点となっている国である。また、IMV プロジェクトにおいては、インドはマニュアルトランスミッション (ギヤボックス) の供給拠点と位置付けられている (トヨタ自動車 HP : <http://www.toyota.co.jp/ip/strategy/imv/>)。

に示したように、インドは現在、多くの国とFTAを実施・検討している。特に、現在交渉中、あるいは今後の交渉開始を検討している相手は、ASEAN、韓国、日本、EU、中国など、その内容や自由化スケジュールが日本企業の事業戦略に多大な影響を及ぼしかねない諸国が多く含まれている。例えば、ASEANとのFTAが実施され、ASEAN10カ国とインドの間で累積原産が認められれば、原産地規則の要件が現状のままでも、それを満たすことははるかに容易になる。また、日印EPAが実施されれば、インドーASEAN・FTAや日ASEAN・EPAと合わせ、新たな分業体制の構築も可能となる。他方、インドーEU・FTAを利用した在インド拠点からEU市場への輸出を考えるのであれば、その原産地規則を満たすため、インドでの現地調達率を高める必要が出てくるかもしれない。

こうしたFTAの活用戦略は、インドの貿易自由化政策の進展も視野に入れなければならない。インドはこれまで、関税率を2009年までにASEAN諸国と同水準とすることを目標に貿易自由化を進めてきた。関税水準はASEAN諸国の水準にかなり近くなっているため、ここからさらにインドが大幅な関税率の削減を行うことを期待するのは難しいだろう。しかし、インドの場合、関税だけでなく、FTAの対象とはならない追加的関税も問題であるため、今後のインドの政策やWTOにおける紛争処理の結果次第では、さらなる自由化が期待できる。

他方、インドがこのようなMFNベースでの貿易自由化を進めるということは、それだけMFN税率とFTAによる特惠税率の格差（特惠マージン）が小さくなり、FTAのメリットは減殺されることになる。原産地規則を満たし、FTAによる特惠税率の適用を受けるためのコストと、MFN税率とFTA特惠税率の格差を比較し、FTAを活用することが得策であるかを注意深く検討しなければならない。特惠マージンが小さくなれば、為替変動の影響を受けやすくなるなどのことから、その判断はより困難となる。

生産・輸出拠点及び市場としてのインドを自社のグローバル戦略の中でどう位置づけ、日本を含む東アジアの域内分業体制の中にインドをどのように組み込み、そのためにFTAを活用することは得策であるのか。インフラの整備状況等、インドのビジネス環境全体を見る上で、インドが進めるFTA戦略や貿易自由化政策は、検討事項のひとつとして今後さらに重要となる。

【参考文献】

- 経済産業省（2007）『2007年版不公正貿易報告書』
- 佐竹貴徳、高橋 直樹（2007）「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告－2006年度海外直接投資アンケート調査結果（第18回）－」『開発金融研究所報』No.33、2007年2月、国際協力銀行開発金融研究所
- 日印経済委員会（2006）「日・インド経済連携協定に関する意見」2006年12月15日
- 日本政策投資銀行シンガポール駐在員事務所（JBIC）（2006）「インドの投資環境と日本企業のインド進出における課題・将来性」
- 日本貿易振興機構（2006a）「在アジア日系製造業の経営実態－ASEAN・インド編－（2005年度調査）」
- （2006b）「ジェトロ貿易投資白書 2006年版」
- （2007）「平成18年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査」
- 丸上貴司（2006）「東南アジアを基点とするインド向け事業の可能性」国際協力銀行・海外事業展開セミナー「東南アジアから見る日系企業のインド向け事業」（2006年3月24日開催、於シンガポール）配付資料
- 吉田崇（2005a）「タイ－FTAでインドとの通商関係は深化するか」『ジェトロセンサー』2005年5月号、日本貿易振興機構（ジェトロ）
- （2005b）「タイ・インドFTAのアーリーハーベスト措置」『貿易と関税』2005年3月号、（財）日本関税協会
- Confederation of Indian Industry(CII)(2006), “India Singapore CECA-Emerging Opportunities”
- Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry(FICCI)(2005), “FICCI Survey on India Thailand FTA – Emerging Issues,” June 2005
- World Trade Organization(WTO)(2002a), “Trade Policy Review: India – Report by the Secretariat,” WT/TPR/S/100, 22 May 2002
- (2002b), “Trade Policy Review: India – Report by the Government,” WT/TPR/G/100, 22 May 2002
- (2007a), “Trade Policy Review: India – Report by the Secretariat,” WT/TPR/S/182, 18 April 2007
- (2007b), “Trade Policy Review: India – Report by the Government,” WT/TPR/G/182, 18 April 2007

など